

午後1時2分 開議

議長（堀口武視君） ただいまから平成16年第1回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において4番 大森和夫君、5番 前田千代子君の両君を指名いたします。

次に、日程第2、議案第2号 泉南市の合併についての意思を問う住民投票条例の制定についてから日程第6、議案第28号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの以上5件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました議案5件に関し、委員長の報告を求めます。総務文教常任委員会委員長 南 良徳君。

総務文教常任委員長（南 良徳君） ただいま議長より報告の旨の御指名を受けましたので、これより本常任委員会に付託を受けました議案第2号 泉南市の合併についての意思を問う住民投票条例の制定について、議案第3号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号 平成15年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第8号）、議案第28号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上5件の審査につきまして、その審査の概要並びに結果の報告を申し上げます。

なお、審査の結果につきましては、本日皆様方のお手元に御配付いたしております常任委員会審査結果報告書のとおりでございますので、御参照いただきたいと思います。

さて、本常任委員会に付託されました以上5件の審査につきましては、過日の3月12日、委員並びに市長以下関係理事者の出席のもと開催し、慎重なる審査を行いました。

それでは、審査の概要を順次御報告申し上げます。

す。

まず初めに、議案第2号 泉南市の合併についての意思を問う住民投票条例の制定について申し上げます。

今回の条例の制定に当たっては泉南市独自で考えられたものかとの問いに、条例の作成に当たっては、住民投票の実施を予定している泉南市、阪南市、田尻町、岬町の2市2町で基本的な事項について調整協議は行っているとのことでした。

次に、投票資格者について、満18歳以上の日本国籍を有する者と永住外国人としているが、その理由について示せとの問いに、公職選挙法では満20歳以上の日本国籍を有する者としているが、今回の条例の制定について、満18歳以上のすべての市民を対象とし、20歳未満の市民であっても経済的に自立、生活もしており、就職、結婚も可能なことから、今回、市の将来について広く意見を聞くために対象としたとのことでした。また、永住外国人の投票についても、市内に長く住んで生活をされていることから、同様に合併の是非について意見を聞く機会を設けたとのことでした。

さらに、今回、投票者資格について満18歳以上の市民を対象にしていることは、憲法の本質と合致しないのではないかと問いに、現在、国においても参政権の付与について議論されているが、今回の住民投票条例の制定については、公職選挙法に基づくものではなく、合併についての住民の意思を示してもらうためのものであり、住民と規定していることについては、日本国籍の有無について問うものではなく、今回の条例制定に当たっては、十分府と協議調整もされているとのことでした。

次に、住民投票の期日について、条例案では市長の定める日と規定されているが、投票日についてどのように考えているかと問いに、投票日については、他の選挙と同日に行うことができると規定しているが、ことしは7月に参議院議員の選挙と10月に市議会議員の選挙が予定されており、現在の合併協議会での議論を見れば、7月以前の投票の実施は困難であり、今後の合併へのスケジュールから見れば、7月の参議院議員選挙と同日が、または単独での実施を考えているとのこと

した。

次に、実施に当たって投票率が市民の意思の反映にかかわってくると思うが、今後、どのように市民に対し、投票の周知を図るのかとの問いに、投票については、これからの市の将来を大きく左右することなので、一人でも多くの市民に投票してもらえるよう、市や合併協議会のホームページ、市の広報誌や合併協議会だよりによりPRし、投票率に関係なく、結果については基本的には尊重し、賛否が拮抗した場合についても、議会、合併協議会と協議調整した上で一定の判断を下したいとのことでした。

次に、投票運動について公職選挙法との関係を示せとの問いについて、今回の住民投票については市独自で行うものであるため、公職選挙法の規定に拘束されるものでなく、投票運動については自由にできるが、別の国政選挙や地方選挙と同時に実施した場合の投票運動については、上位法の公職選挙法が適用され、拘束されるものであるため、戸別訪問やポスターの掲示、宣伝活動などについては、一定の罰則を伴った規制がされるとのことでした。

次に、住民投票の実施に当たっては、合併の是非を問うものであるため、住民にその判断材料となる情報の提供はどのように考えているのかとの問いに、市民への情報の提供は、合併協議会での議論も含め、市民の生活に負担となる使用料、手数料を初め、新市建設計画の概要などを含めてメリット、デメリットを明らかにし、また6月の合併に係るシンポジウムの開催や各地域での住民説明会を10カ所程度予定しているとのことでした。また、市や合併協議会のホームページ、市の広報誌、合併協議会だより、ケーブルテレビの文字情報なども活用して、情報の発信に努めたいとのことでした。

以上が質疑の主なものでございました。

次に、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決されました。

次に、議案第3号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、審査の概要を御報告いたします。

まず、今回改正される第24条の規定について、どのようなときにおいて条例の適用がされるのかとの問いに、今回の条例の対象者については、非常勤の職員、議員、そして各行政委員などであり、公務災害の申請に当たっては、大阪府の認定委員会に対して申請するものであるが、その際に虚偽の申請などがあれば、その罰則の金額が10万円から20万円に改正され、また引用される別表についても一定の改正がされたとのことでした。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決されました。

次に、議案第6号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、審査の概要を御報告いたします。

まず、今回の条例の改正について、適用法令の改正に伴う字句等の改正によるものかとの問いについて、今回の条例の改正については引用法令の改正に伴うものであり、内容等については変更はなく、また地方公務員については雇用保険に加入していない関係上、それを補うものであり、本市においてはその実例はないとのことでした。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決されました。

続いて、議案第7号 平成15年度大阪府泉南市一般会計補正予算(第8号)について、審査の概要を御報告いたします。

まず、同和更生資金貸付金償還金について、回収状況と今後の取り組みについて示せとの問いに、償還金については、平成14年中に返還された額の3分の2について府に返還するものであり、また平成15年中において返還された額についても、8件、49万円余りを計上しており、未回収額については、今後も引き続き関係部署と調整、協力をを行い、一層の回収に努力するとのことでした。

このことについて委員からは、年々回収額、件数が減少している中、行政の一層の努力を期待し、全額回収に努めてほしいとの意見がありました。

次に、土木費の中の砂川樫井線新設事業費の減額について、その理由を示せとの問いに、砂川樫井線については、過去より供用開始に向け用地買

収の交渉を進めてきたが、相手方との交渉において調整に時間を要し、平成15年中の予算執行は困難と判断し、減額したものであり、市としては引き続き早期着工、供用開始に努めていくとのことでした。

次に、総務費の中の徴税費の納期前納付報奨金について、健全化計画の中でも見直しを図られることとなっているが、市の今後の考え方を示せとの問いに、固定資産税、市・府民税の納税について、納期前納付に係る報奨金として、平成15年度において1万7,678件、4,519万円余りを計上しているが、今後、平成16年度においてはその報奨金の率を2分の1に減額し、18年度からは健全化計画の中において全廃を予定しているとのことでした。

次に、消防費の消防施設整備事業の中の工事請負費の減額について、その理由を示せとの問いに、当初の計画においては、無線及び消防無線塔のアンテナの建てかえを予定していたが、無線のデジタル化、電波障害などの問題が生じ、再度事業の見直しを行い、当初の計画において実施したのものとして、危険物倉庫の建てかえ、自家発電機の移転、受変電施設の移転等であり、備品購入費のポンプ自動車購入費の減額については、入札による入札減によるものであり、16年度においては、消防庁舎の計画として、望楼の撤去、耐震改修工事、無線塔の設置工事等であるとのことでした。

次に、教育費の中の小・中学校の学校管理費の減額について、その理由を示せとの問いに、減額の主な理由として、小・中学校における漏水による水量が多くあったことと、プールの開放日について見直しが行われた結果、開放日の減少等により使用水量の減少があったこと、また電気料金についても、各学校に節電を呼びかけ、契約電力の見直しを行った結果であるとのことでした。

次に、民生費の中の社会福祉費の知的障害者福祉費について、委託料の内訳とその運営経費を示せとの問いに、今回、デイホーム委託料として230万円の減額と、泉南作業所補助金として173万6,000円の補正であり、デイホーム委託料の減額分については、デイホームの入所者のうち途中退所者が発生したため、予算額に対し実績と

の差額が生じたものであり、泉南作業所の補正につきましても、通所者のうち途中退所者が出たことと、障害者判定区分の変更による補助金対象者に変動が生じたものであり、それぞれの施設における1人当たりの運営経費については、1カ月当たり1人につき、デイホームA区分で約21万円、B区分で約29万円、泉南作業所についてはA区分で約23万円、B区分で約15万円とのことでした。

これに関連して、この委託費について、支出の際に市としてこの事業に対してどのようにして事業計画を把握しており、また費用対効果として、事業の実績をどのように考えているかとの問いに、予算の支出に当たっては、市としても事業者と協議調整を行い、事業の把握と決算書等の提出を求め、それらを精査し、予算の支出に対する費用対効果を検証していきたいとのことでした。

また、このことに関連して、事業者との委託契約の中で字句の不適切な部分もあるので、今後は整理すべきであるとの意見がありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決されました。

次に、議案第28号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、審査の概要を御報告いたします。

まず、今回の条例の改正について、その内容を示せとの問いに、今回の通勤手当の改正については、昨年の人事院勧告に基づいて国の通勤手当の支給区分が改正されたことに伴い、本市においても国と同様に通勤距離に応じた支給区分の見直しを図り、電車等で通勤の場合の手当支給についても、1カ月単位の支給から6カ月単位の支給に見直しを図ったものであるとのことでした。

また、通勤手当の支給方法について、申請したとおりの交通機関の利用をしているかの確認について、定期券などの現物支給という方法もあるのではないかと問いに、手当の支給対象者は813名であり、その一人一人について現物支給ということは困難であるが、通勤定期代に当たる手当の支給の際には通勤定期の確認を行っているとのことでした。

このことに関連して委員からは、職員の中には交通機関を利用せず自家用車で通勤している職員もいるが、役所の駐車場の問題についても、手当の支給の見直しと同時に早急に検討すべきではないかとの意見がありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案通り可決されました。

以上が本委員会に付託を受けました議案第2号 泉南市の合併についての意思を問う住民投票条例の制定について、議案第3号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号 平成15年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第8号）、議案第28号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上5件についての審査の経過と結果でございます。

以上、甚だ簡単でございますが、私の報告とさせていただきます。

議長（堀口武視君） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

真砂議員。

21番（真砂 満君） 南委員長におかれましては、5つの議案審議をいただきまして、大変お疲れさまでございました。

私の方は、議案第2号、合併に関する住民投票に関することについて質問させていただきたいと思っております。

今、委員長の報告があったんですが、常任委員会の方で投票率の論議がどのようにされたのか、もう少し詳しくお聞かせをいただきたいというふうに思います。

というのは、本会議場の中でも議論をしてきているんですが、例えば、心配するのは低投票率の場合、この条例案でいきますと、市長はその投票結果を尊重すると。当然、条例ですからそのようになるというのは理解できるんですが、極端に低投票率になったとき、そのときはどうなのか、そういった議論はどうしたのか。

それと、極論ですが、賛否が51対49という可能性もあります。そういった接近した場合どうなのか。御報告の中では、拮抗した場合、議会並びに協議会云々というお話があったんですが、それはちょっと違うのではないのかなど。条例で結果を尊重するというようになっておりますから、拮抗した場合でも、条例の趣旨からすると、それは尊重していくということになるのではないのかなど。

それとあわせて、ただいまの御報告の中では、基本的に尊重するというような御報告だったというふうに思うんですが、その基本的に尊重するというのはどういう意味なのか、その辺お聞かせをいただきたいというふうに思います。

ただ、心配するのは、各市の事例を見た場合、住民請求で上がってきたこういった条例の場合、結構投票率も高いんですが、今回我々がするように行政や議会側が制定する場合、比較的投票率が低いという傾向も見受けられますので、その点が非常に心配になるんですが、そこらの議論はどうだったのか、もう少しお示しをいただきたいというふうに思います。

議長（堀口武視君） 南委員長。

総務文教常任委員長（南 良徳君） 3点御質問がございました。

まず、低投票率になったときということですが、ただいまの報告の中では、そのあたりは言っておりません。実は2月の20日、初めてこの条例案が我々に示されて、総務常任委員協議会の中でこの議論についてはかなりの議論がございました。一応理事者の方からはそういったことについて、低投票率でもやるという一定の判断を下されましたので、この委員会の中では、その辺の議論は余りなかったように記憶しております。

それから、2点目の拮抗した場合ですね。先ほどの報告の中にも申し上げましたが、例えば極端に49%と51%というような事態も可能性としてはあるわけで、そのあたり市長の方からもお答えをいただきました。

先ほどの3点目にも関連するんですが、基本的にということですけども、その辺については非常に難しい判断になろうと。尊重ということは、今、

真砂議員の言われることからすると、確かに尊重は、たとえ1%違ってても尊重すべきであると、こういうことだとは思いますが、理事者からの答弁については、その辺非常に難しい判断になろうと。そういうこともあるので、そういうことになった場合には、議会なり、あるいは合併協議会の方と一定の協議もしたいと、その上で判断を下したいと、こういうふうな答弁でございました。

だから、基本的には尊重しということで報告は申し上げておりますが、これは私がどうこうということでなくて理事者の答弁ですので、そのあたりについては御容赦願いたいと。

以上でございます。

議長（堀口武視君） ほかに。 松本議員。

11番（松本雪美君） 総務文教委員として会議には参加させていただいたんですけれども……

議長（堀口武視君） ちょっと待ってください。

11番（松本雪美君） 今の委員長報告の中で、私が確認したこと、確認させていただいたことと、報告の中身が違うんです。そのことについて、一言意見を言っとかないかなと、そういうふうに思います。報告がちょっと理解ができない部分、それと報告の中身そのものに問題がある。これは大事なことから、きちっと確認しとかなあかんと思いますので、そのことについて、質問なのか、委員長に確認を求めたいと思うんです。だから、私は最初に自分の立場をここで明確にして、議長にその旨を諮っていただきたいと。報告の中身が違うと思うんですよ、中身が。

議長（堀口武視君） 松本議員に申し上げます。それは総務常任委員会の中であなたが発言されたことと今の委員長報告が違うわけでございますか。松本議員。

11番（松本雪美君） 合併の窓口になっている方の調査していただいた、公職選挙法に基づいてどういうふうに考えていくのかということで私が質問させていただいたこと、いただいた答えと今の委員長報告の答えが違うんですね。だから、その辺のところははっきりさせたいと思うんです。答えが違うのを報告されたら困るでしょう。

議長（堀口武視君） 松本議員が質問されたことと、そのいただいた答弁と当委員長の報告が違う

ということでしたらどうぞ。松本議員。

11番（松本雪美君） 公職選挙法に基づいて、住民投票する場合、選挙違反に問われるようなことがあってはぐあいが悪いと、選挙と同時に住民投票が行われた場合、それはぐあいが悪いということで、私は逐一詳しく質問させていただいたんですね。

そのときに、戸別訪問は、これは一定その部分に公職選挙法の違反という問われる部分として微妙な解釈もあると、そのことはあるけれども、ポスターやとかそういうものについては問題はないと、そういうふうに竹中さんがお答えしてくれてたんで、その辺についてきちっとさせていただきたいなと思います。

議長（堀口武視君） 市道議員。

7番（市道浩高君） たしかこれは付託議案であって、委員会に付託されて、今結果が出たことを委員長が発表されて行われているわけであって、今、松本議員がおっしゃっていることはいかなものかと思えますけれども、その辺議長の方で…

議長（堀口武視君） わかってます。だけど、議員の言われたことに関して、報告が違うということでございますけれども、委員長報告については委員長にお任せをしたということで了解を得るはずだと思うんですけれども、どうでしょうか。松本議員。

11番（松本雪美君） 私は、事前に委員長報告がどんなものであるかということは、確認していませんしね。お任せをしたというんですが、その報告の中身が理事者とのやりとりの中で答えた答えと違うということは、やっぱりぐあい悪いでしょう。だから、その辺はきちっと修正をしていただきたいと、そう思います。

議長（堀口武視君） 南委員長、今の松本議員の質疑ですけども、委員長の判断をひとつ求めます。どうぞ。南委員長。

総務文教常任委員長（南 良徳君） 今の質疑については、そういうやりとりがあったということは記憶しております。ただ、言われるように、委員会のその後の委員長報告については御一任いただいているものと思っておりますので、その辺はお

任せをいただきたい。

ただ、私も今この部分、精査をしてみないと、違うということで本人が発言されたことですので、私もすべてその細かいところの記憶は精査をしてみないとわからないので、それは若干時間をいただかないとわかりません。ただ、基本的には委員長報告で了としたいと、こういうふうに思います。

〔巴里英一君「議事進行」と呼ぶ〕

議長（堀口武視君） 巴里議員。

22番（巴里英一君） 今、松本議員の委員長に対する質問で、委員長が精査してということになると、我々が言ったものすべてがそこへきちっと出てくるかという話になってくるわけで、それでは議決をここでできない状況になってくるんで、その点の処理を願いたいなど。

議長（堀口武視君） 委員長の報告は可でございますので、これはもうこのまま進めさせていただきます。それは個々に問題があっても、報告については委員長に御一任をされた。委員会の中では御異議もされてないと、こういうことでございますので。（成田政彦君「議事進行」と呼ぶ）成田議員。

18番（成田政彦君） 委員長に任されると、それはわかるんですけど、公職選挙法で、条例では15条で自由とするということの質疑の中で、当局の方が答えたのは、戸別訪問はこれはだめということをお答えしておるけど、それ以外については、別に、非常に正確に、これは非常に正確な問題ですわ。このことについては、委員長はああいう報告しとるんですけど、やはりそれはそのどこをきちっと委員長報告について僕は確認すべきだと思いますわ。そのことについてきちっと当局が、戸別訪問以外は別に自由であるときちっと言うたというなら、これはきちっと確認すること、これは重要な問題でありますのでね。これは委員会はちゃんと全部マイクでやっていますからね。だからその点は議長、その辺のお計らいはちょっとしてほしいと思うんです。

議長（堀口武視君） わかりました。それはまた後ほどいたします。

ただ、この総務常任委員会での決議は可決ということで、特に松本議員の方もこれには反対をさ

れてません。それによって、この問題はそのまま一応終結をしたいと思います。

ほかにございませんか。 以上で委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

これより一括して討論を行います。討論ありませんか。 巴里議員。

22番（巴里英一君） 泉南市議会始まって以来の初めての委員会付託ということでなされた議案に対して、委員長大変御苦勞願ったなというふうに思います。

異議ありということで、私が申し上げました。その意味では、異議の目的をきちっと討論で明らかにしなきゃならないのかなというふうに思いまして、ただいま議長から発言のお許しを得たわけでございます。

それでは、議案第2号、泉南市の合併についての意思を問う住民投票条例に対して反対の立場で討論をいたします。

御承知かと思いますが、第1条に「（目的）」とあります。「この条例は、地方自治の本旨に基づき、本市の合併について、市民の」 特にここですね。「市民の責任と意思によって合併の是非を選択することにより」というふうに書かれております。

その後の問題については当然、市民の総意を市政的に的確に反映するというのは、これはどのような行政にあっても当然のことかと思いますが、特に今回のこの条例においては、私たちは市民から信託をされた議員であります。政治家であります。特に市長は、一昨年の選挙において合併の是非をかけながら市民に信を問いました。そして、市民からの信託を得たわけでありまして。そうした選挙における市長の姿勢は、既に明らかになっておったはずであります。にもかかわらず住民投票云々ということになると、一体政治責任というのはどこにあるのかというふうに私は思います。

ある意味では、住民の意思を尊重するというのは、言葉としてはいいかもわからない。そういう場合は、少なくとも住民の監査請求権なり、それぞれ地方自治法に基づいて行っ道は幾らでも残されているわけでありまして。そういった点を省いて、先に意思決定をするということのあり方そのもの

が、私は政治家の一人として納得できないというところであります。

その意味では、市長だけではございませんが、近年、合併問題については非常に大きな問題として、全国を揺るがしております。その点では、条例の意思云々については、住民の自主請求権に基づいて議会が判断をし、市長がそれを実施するという方向が最も望ましい。にもかかわらず、こういった形で投票条例を制定することはいかがかというふうに思うわけであります。

また、日本国憲法において、20歳未満については選挙権が付与されておられません。付与されていない選挙権を付与するということは、一体どういう結果を生むのか。一定の論議の中では、それは各市町村の投票条例を見習ったような形の答弁でありましたけれども、他市がやったからといって我が市がする必要は何もない。数をお聞きしますと1,500人でしたか。これは後ほど数字が間違っていれば、2,500か1,500かはちょっと判然としませんが、御確認いただきたいと思いますが、こういった形でやると、先ほど質疑で若干ありました、真砂議員が言われましたように、投票率も含めて、今まで経験のないことをやる場合、それに大きく影響する可能性があるんでないかといった面が見受けられます。

そして、いわゆる在住外国人が税金を払っているから当然付与されるべきものというふうに言った方もおられるかと思いますが、私はすぐれてこれは国政におけるいわゆる投票権の問題であって、国においてそのことをきちっと整備するということが、我々議会として、政治家として、国にその変更を求めていく行動こそ最もしなければならないところではないかというふうに思います。

当然、言わずもがなのことでありますが、市町村長というのは、その市・町・村において大統領制であります。そういった意味ではみずからが、最初に申しあげましたように、市・町・村民に民意を問うて選挙で選出されて、すべてにおいて負託をされた。それを管理監督といいますが、議会がそのことを審議し、いい悪いの判断、議決をするのは議会であります。そういった意味では、みずからの問題として責任を持って本来の、この投

票条例ではなく、この合併については判断すべきではなからうかというのが私の考え方であります。

そう意味でいえば、私たち自身が余りにも責任逃れをしてはいないか。ある方は、逆に言ったら、いや住民の方の意思を聞くべきだと言いますが、住民の意思を聞いて私たちは議員になっているんだということから見れば、そのことには余り私は賛意を表せないという意味において、言葉はきついです。政治の責任の一定の逃れといいますが、放棄につながる可能性があるのではないかという意味において、私は自己の責任において合併について議決すべきものということにおいて、この2号については反対を表明いたします。

各位におかれては、その点も含めて、みずからの責任においてこういった問題を決するというをお願いしたいと思います。

以上です。

議長（堀口武視君） ほかに。 松本議員。 11番（松本雪美君） 議案第2号、泉南市の合併について意思を問う住民投票条例の制定についての議案に対して、賛成討論を行います。

3市2町の合併問題は、日がたつにつれて住民の不安をますます大きくしています。合併の是非を問うと言いながら、合併を前提として昨年12月1日、第1回合併協議会が開かれてから、この4月1日で5回目を迎えます。

会長は第1回目には、合併には二、三年かかる。3市2町の場合は1年で非常にタイト、窮屈であると発言しているとおりに、協議会では十分な時間をかけて協議することもできないぐらいの超スピードです。また、新市建設計画の将来の構想についても、合併マニュアルにあるような住民に説明をしてから合併協定項目の協議に入るとなっているのに、これらの手順を無視して協議会の運営をするなど問題だらけであります。

私は、今後このまちを引き継いでいく若い人たちに、子供や孫たちのためにも、このまちが住みよいまち、歴史や文化、伝統が大切にされるまちを残していきたい。将来に合併でひどいことになったなんて思われるようなことは、絶対したくないと思っています。

合併すれば、このまちはどうなるのか、借金が

いっぱいあるが、合併で財政はよくなるのか、財政状況がよくなるのか、アンケートにもあるように医療や福祉が充実されるのか、公共料金は今より高くなるのか、市役所の位置や新しいまちの名前はどうか、学校の老朽校舎はどうかかなどなど、合併を前提としている協議会では、住民のこのような思いや不安をどう解決するかは、不十分なまま先送りにされないようにするべきであります。

そして、泉佐野市を除いた2市2町は、住民の判断を仰ぐために住民投票をすることで今回の条例提案となりましたけれども、7月の参議院選挙を目指したい、2市2町できるだけ同じ日にしたい、市長はこういうふう意向を示しておられます。今から7月までに投票に必要な判断材料を示すことができるかどうか、疑問を残すところあります。

論議の中では、第14条で示されている十分な情報の提供がされるべきであり、そうでない場合は、住民投票は延期することも当然のことです。そして、住民投票前には、住民説明会が小学校単位で10から11カ所ぐらいということで行うと言っていますが、多くの市民が参加をし、十分な時間をかけて意見交換ができるような説明会になるように回数もふやすなど、保証していくべきではありませんか。

さらに、15条では、住民投票の運動についても規定されています。市民の自由な意思が拘束されることのないように、運動も投票も不当に干渉されるものであってはなりません。当然、拡声器での宣伝やチラシ、ポスター、戸別訪問などは、運動として認められているとおりであります。参議院選挙と同時にされるようなときには、戸別訪問については、選挙違反に問われることのないように、住民投票の趣旨から外れるなど規制を受けないように、自由な運動を保証するべきであります。

なお、超スピードの合併協議会のスケジュールに合わせねばならないということで、住民投票までの判断材料づくりに休む間もなく資料づくりに追われる職員の皆さんの苦勞を思うと、胸が痛みます。このことも、すべて17年3月という日程

で国の押しつけ合併をそのまま受け入れて進めようとしている市長の合併に対しての安易な姿勢が作り出したことでもあります。

18年末までには黒字に、経常収支比率を5%下げ93.2%と財政再建計画をつくり、合併しなくても大丈夫という相矛盾した市の取り組みもあります。

しかし、三位一体の改革で地方を苦しめる国のひどいやり方にも、議会も行政も真正面から受けとめて、悪政に立ち向かって行く。この泉南市を守っていかなければなりません。合併で財政難がすべて解決するというようなことも疑問であります。

この意見を述べて、賛成討論といたします。
議長（堀口武視君） 以上で本5件に対する討論を終結いたします。

これより議案第2号 泉南市の合併についての意思を問う住民投票条例の制定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。本件につきましては、委員長の報告のとおり原案を可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（堀口武視君） 起立多数であります。よって議案第2号は、原案どおり可とすることに決しました。

次に、ただいま採決をいたしました議案第2号を除く他の議案4件について、これより一括して採決をいたします。

本4件に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。本4件につきましては、いずれも委員長の報告のとおり原案を可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（堀口武視君） 御異議なしと認めます。よって本4件につきましては、いずれも委員長の報告のとおり原案どおり可とすることに決しました。

次に、日程第7、議案第4号 泉南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

から日程第8、議案第8号 平成15年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）までの以上2件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました議案2件に関し、委員長の報告を求めます。厚生消防常任委員会委員長 北出寧啓君。

厚生消防常任委員長（北出寧啓君） ただいま議長より報告の旨の指名を受けましたので、これより本定例議会において厚生消防常任委員会に付託を受けました議案第4号 泉南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第8号 平成15年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の2件につきまして、その審査の概要並びに結果を御報告申し上げます。

なお、審査結果につきましては、本日皆様方のお手元に御配付しております本常任委員会審査報告書のとおりでございますので、御参照いただきたいと存じます。

さて、本常任委員会は、去る3月15日、委員並びに関係理事者の出席のもと開催し、慎重に審査を行いました。

それでは、委員会における審査の概要及び結果について、順次御報告を申し上げます。

まず初めに、議案第4号 泉南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてから御報告を申し上げます。

今回の提案は、地方税法の一部改正により本市の関係条例においても所要の改正を行うほか、改正により申告書提出義務を規定する部分において必要な規定を補うためという趣旨の提案であり、この意を受けて本条例案の審査を行いました。

まず、先物取引等で被害を受けた方に対しては課税しないということであれば、徴収率にもかかわる問題でもあり、国民健康保険税の徴収率向上のための対策を示せという問いに、滞納者になるべく接触する機会をふやすため、短期保険証の発行や、また納期限から1年が経過するまでの間に保険税を納付しない悪質な場合においては、災害等の特別の事情があると認められる場合を除き、被保険者の保険証の返還を求め、資格証明書の発行で納税を促すための指導を行うほか、電話によ

る催促、催告及び夜間、休日の臨戸徴収の実施、さらには差し押さえをした不動産、競売事件について債権現在額申し立て等も行っているとのことであり、ちなみに泉南市国民健康保険税の徴収率は平成14年度では89.3%であり、参考に大阪府下平均では87.8%で、また本市の徴収率は大阪府下44団体中、22番とのことでした。

以上で質疑を終結し、かくして討論、採決の結果、討論はなく、全会一致でもって原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第8号 平成15年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

そのうち、まず介護認定の伸びについて示せとの問いに、平成14年10月と15年10月時点では、認定者数は19.5%の伸びであり、介護保険発足当初の平成12年10月から15年10月までの伸びについては83%と大きく伸びており、介護サービスの利用者の内訳としては、在宅介護サービスが78%、施設介護サービスが22%であります。また、給付額については、平成14年度で在宅介護サービスが48%、施設介護サービスは52%と、若干施設介護の方が多くありましたが、平成15年度については、平成16年1月末で在宅介護サービスは52%、施設介護サービスは48%となっており、給付額でも在宅介護サービスの給付割合は施設介護サービスより上回っております。住みなれた地域、家庭で安心して生活ができる在宅介護サービスの充実がより必要であり、その伸びについては、介護保険制度は利用者に認知されてきた結果であるとのことでした。

また、今回の補正は2億2,500万円と大きな額であるが、今後の財政運営について、その対応なり方向性を示せとの問いに、泉南市の給付費の伸びについては、全国の介護保険制度の施行状況と全く同じであり、今後の財政問題については、介護保険制度全体の問題として国において社会保障審議会を開いて慎重審議している状況であり、その内容の結果によっては、市としての対策を考えていかざるを得ないということでした。

次に、介護事業所より介護報酬の請求に対し適正な審査をしているかとの問いに、それぞれの介

護事業所への支払いについては、国民健康保険団体連合会にレセプトの検査及びその支払いをお願いしているところであるが、本市としても給付の伸びが多いことから、不正請求のないよう、国民健康保険団体連合会の給付実績を活用し、介護保険制度の目的である利用者の自立支援に努めるとともに、介護事業所が不必要なサービスをしないようにケアマネジャーに対しても指導及び研修を行い、不正、不当な請求のなきようチェックすることに努めてまいりたいとのことでした。

次に、本市の介護保険料金は大阪府下でどれぐらいの位置にあるのか、また減免制度の利用者数はどの程度なのかとの問いに、本市の介護保険料の基準額は、第1期の平成12年から平成14年については大阪府下3位であったが、第2期の平成15年からは21位であるとのことでした。

また、減免制度の利用者実績については、平成16年2月末で33人であるとのことでした。

また、泉南市独自の制度はあるかとの問いに、介護保険は国の介護保険制度の基準があつて、上乘せ、横出しは考えずに、できる限り保険料を安価に抑え、健全な運営を心がけているとのことでした。

また、介護施設に入所したい方の待機者数及び介護認定のおくれはないかとの問いに対して、介護施設入所への待機者の状況については、大阪府が中心となって作成された特別養護老人ホームの入所選考指針が平成15年4月1日から施行されたことに伴い、本市の特別養護老人ホームへの待機者は、平成14年11月1日では約150名のところ、平成15年10月1日では49名までに減少したとのことでした。市としては、早期入所できるようにグループホーム等の活用を指導しているとのことでもありました。

また、介護認定のおくれについては、法律で1カ月と定められており、極力介護保険法を遵守するように努めるとのことでした。

以上で質疑を終結し、かくして討論、採決の結果、討論はなく、全会一致でもって原案どおり可決することに決しました。

以上、甚だ簡単でございますが、当委員会に付託されました議案審査の結果について、私の報告

とさせていただきます。

議長（堀口武視君） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これより一括して討論を行います。討論ありませんか。 討論なしと認めます。

これより一括して採決いたします。

本2件に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。本2件につきましては、いずれも委員長の報告のとおり原案を可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（堀口武視君） 御異議なしと認めます。よって議案2件については、いずれも原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第9、議案第1号 市道路線の認定についてから日程第10、議案第5号 泉南市漁港管理条例の制定についてまでの以上2件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました議案2件に関して、委員長の報告を求めます。産業建設常任委員会委員長 上山 忠君。

産業建設常任委員長（上山 忠君） ただいま議長より報告の旨の御指名を受けましたので、これより本定例会において本常任委員会に付託を受けました議案第1号 市道路線の認定について及び議案第5号 泉南市漁港管理条例の制定についての以上2件につきまして、その審査の概要並びに結果の報告を申し上げます。

なお、審査の結果につきましては、本日皆様方のお手元に御配付いたしております常任委員会審査報告書のとおりでございますので、御参照いただきたいと存じます。

さて、本常任委員会の審査に付されております議案2件につきましては、過日の3月16日、委員並びに市長以下関係理事者の出席のもとに開催し、慎重なる審査を行いました。

それでは、これより順次審査の概要を御報告申し上げます。

初めに、議案第1号 市道路線の認定についてから御報告申し上げます。

今回の市道認定については、最近市内各所でミニ開発が多く行われ、そのうちまだ開発が終了していない時期に認定に付されるケースが多くあるやに思うが、このことについて事実かどうかとの問いに、市道認定については、原則として市に帰属したものは認定していくとのことであり、今回の認定に当たっては、完工検査を行った後、引き取りを行ったとのことでした。

あわせて、ミニ開発のところの街灯が暗いとの苦情を聞くが、その指導と、また開発に当たり、その開発者に対し交通安全対策についてどのように指導を行っているのかとの問いに、カーブミラー等の交通安全対策の設置については、所管課と十分協議を行い、危険のない安全対策を講じるよう開発者に指導を行っており、また街灯などの設置についても同様に所管課と協議するように指導を行っているとのことでした。

その質疑の中にあって、開発に伴う安全対策については事前に指導を強化することと、あわせて住民からの苦情、関係要望があったときは、敏速に対応してほしいとの意見がございました。

また、市道認定後、その後の開発工事において、道路の陥没等により道路が傷んだ場合のチェック体制はどのようになっているのかとの問いに、今回の認定に当たり引き取り検査も終了し、現場調査を行っており、その後の道路の傷み等については、当然瑕疵担保ということで強く指導を行っていくとのことでした。

さらに、完了はしているが、いまだに紛争等により問題となっている道路認定については、対応をどのようにしているのかとの問いに、これらについては継続して協議を行っているが、いまだ決着していない部分もあり、底地等も整理した中で対応に努めてまいりたいとのことでした。

以上で議案第1号の質疑を終了し、討論に入りましたが、討論がなく、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決されました。

次に、議案第5号について御報告申し上げます。

そのうち質疑の主なものでは、岡田漁港については府の管理であり、樽井漁港については市の管理になるということについて、その経過と違いについて示されたいとの問いに、岡田漁港について

は、もともと第1種漁港として認定され、大阪府の管理下になっており、今回の樽井漁港については、その管理が大阪府の企業局にあり、関係法令である漁港漁場法が平成13年に改正され、管理主体が府からそれぞれの市町村ということに改正がなされ、今回企業局から引き取るに際しましては、現在の船だまりのままであると、後の整備するに当たっては国庫補助金の導入ができないなどの弊害が生じ、本市が引き取るに当たっては、樽井漁港を第1種漁港として認定の上、引き取りたいとのことでした。

また、あわせて岡田漁港については、府の管理の第1種漁港10港のうちの1港であり、法の改正により、その漁港の移管については、現在大阪府の水産課と各市町村がその移管について協議を行っているとのことであり、市町村公平の立場から一斉に移管すべきものと思慮しているとのことであり、現在の岡田漁港については一定整備もすべて終了しており、その移管については何も障害がないとのことでした。

かくして議案第5号の質疑を終了し、討論、採決の結果、討論がなく、全会一致をもって原案どおり可決されました。

以上が本常任委員会に付託を受けました議案第1号 市道路線の認定について及び議案第5号 泉南市漁港管理条例の制定についてに対する審査の経過並びに結果でございます。

甚だ簡単ではございますが、私の報告とさせていただきます。

議長（堀口武視君） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これより一括して討論を行います。討論ありませんか。 討論なしと認めます。

これより一括して採決いたします。

本2件に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。本2件につきましては、いずれも委員長の報告のとおり原案を可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（堀口武視君） 御異議なしと認めます。よ

って議案2件については、いずれも原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第11、議案第9号 平成16年度大阪府泉南市一般会計予算から日程第29、議案第27号 平成16年度大阪府泉南市水道事業会計予算までの以上19件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました平成16年度泉南市各会計予算19件に関し、委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長 真砂 満君。予算審査特別委員長（真砂 満君）ただいま議長より報告の旨の指名を受けましたので、これより過日の本会議において、本予算審査特別委員会に付託を受けました平成16年度大阪府泉南市一般会計予算を初めとする各会計予算19件に関しまして、その審査の概要並びに結果の御報告を申し上げます。

なお、審査の結果につきましては、本日皆様方のお手元に御配付いたしております審査結果報告書のとおりでございますので、御参照いただきたいと思います。

さて、本特別委員会の審査は、去る3月17日から22日までの4日間にわたり、委員及び市長以下関係理事者の出席のもとに開催し、各分野において慎重な審査を行いました。

なお、審査に当たっては、各委員から熱心な質疑が行われ、その質疑の報告は、会議録として提出させていただくことになっておりますが、事務整理の都合上、本日この場に提出することはできませんので、会議録の調製、製本ができ次第、後日速やかに皆様方のお手元に御配付させていただきますので、その点あらかじめ御了承賜りたいと存じますので、よろしく御申し上げます。

つきましては、ただいま私が皆様方に御了承をお願いしたことを踏まえ、私からの審査報告は、各会計予算に対する討論及び採決の部分のみの御報告とさせていただきますので、その点御理解のほどよろしく御申し上げます。

それでは、以上の点を踏まえまして、これより御報告をさせていただきます。

まず初めに、討論のあった会計でございますが、一般会計及び下水道会計について討論がありました。

そのうち一般会計予算の討論の中では、まず反対討論として、本市の財政は危機的な状況にあり、平成16年度予算に求められることは、大型事業のむだを削ること、また不況で苦しむ市民の生活を応援することであるが、本予算を見ると、信達樽井線や農業公園の建設は引き続き行われ、入札については、落札率もいまだ高く、随契も多く、透明度も低い点から経費削減になっておらず、一方では、市民から要望の強い福祉、教育に係る予算は削減されており、このような状況では本予算に反対せざるを得ないとの討論がありました。

一方、賛成討論としては、本市財政は平成10年度以来、赤字決算が続く中、この危機的な状況を打開するために、平成14年度に策定された財政健全化計画において、平成16年度は実質収支の黒字という本市の財政健全化に対する取り組みの真価の問われる年であり、新年度予算においては、施策事業の全般について見直しを行い、行政経費の節減と合理化を進める一方、限られた財源の中で重点的かつ効率的な予算配分に努め、市民福祉の向上を念頭に編成された予算は、一定評価するものである。

また、歳入については、新年度は、国の三位一体改革に従うところの市財政への影響額が約9億円と試算されており、次年度以降も厳しい財政運営を余儀なくされることと予測される中、歳入の根幹をなす市税の徴収率については、毎年議論されて一定努力はされているものの依然として低く、今後より一層取り組みを強化し、税収の確保を図りながら財政の健全化に努められることを期待するものであり、歳出については、まず総務関係では、施策や事業の選択あるいは職員の意識改革を図り、効果的、効率的な財政運営を行うための行政評価システムの導入経費や公共施設の予約システムの導入のための調査費など、IT時代に対応しての経費が計上されていること。

次に、福祉関係では、高齢化社会における介護保険制度の健全な運営と介護予防や生活支援を行うための経費、また新規事業としてのケアマネジメントリーダーの活動支援をする事業や児童虐待防止ネットワークの設置の経費など、各種の政策経費などが計上されていること。

また、生活環境面では、本市発展のかぎを握る交流軸である信達樽井線の改良事業と砂川榎井線、市場長慶寺線など道路整備事業、その他和泉砂川駅前整備に向けての経費、西信達火葬場の建設事業費などが計上されていること。

さらには、教育面においては、学校施設の充実を図るための改修費、また新規事業としてボランティアなどによるところの子ども安全パトロール隊員による街頭犯罪抑止事業やいじめ、不登校など子育てに悩む家庭を支援するための教育機能総合支援モデル事業費などが新たに計上されているなど、厳しい財政状況の中で、新規政策を含め幅広く市民ニーズを取り入れた施策事業が計上されていることは評価に値するものであり、本予算に賛成するとの討論がありました。

さらに、賛成討論として、地方自治の主役は言うまでもなく市民であり、市民の視点に立った自治形成が今求められているところであり、激動、混迷する地方自治を脱却し、真の住民サービスに徹する構成でなくてはならず、また予算とは、地方自治団体の財政目標、歳入歳出についてのバランスを示し、市民の評価を受けなくてはならないものであるが、今日、中央、地方を通じて地方財政は深刻な財政状況に直面しており、三位一体論、地方分権など新時代に生きるための創意工夫が求められているところでもあり、本市はこのような財政状況の中で、行政一丸となって予算編成に対して最善を尽くされたことを評価するものである。

その中で、まず歳入面においては、今後も市税徴収率を高めるための努力をし、無理、むだをなくし、行政効果のある投資、あわせて事業評価の価値観を精査し、また市民ニーズに対し十分な対応をすべきであり、今後は健全な財政確立に全力を挙げる必要がある。

次に、歳出面においては、教育、福祉、医療、環境、農林水産、商工業などの都市基盤整備の再構築、また特に留意しなくてはならない点は、義務的経費の縮減であり、義務的経費総額125億円のうち人件費は57億2,600万円であり、個人市民税の約3倍に値し、今後の行政改革に大きな期待をするものである。

また、文化ホール、福祉センター、各地区公民

館などについては、その運営を含め直営方式だけではなく第三者機関への委託、各地区へのボランティアなどの協力を得てこれらの要請を行うべきであり、これにより公費の削減、縮減ができること信じている。

農林水産については、1つは森林資源をふやし、子供たちの教育体験のできる環境を充実すること。農業の面では、農業経営者の後継者の育成に全力を挙げ、そして地元で収穫された農産物の販売等についても一体となって協力をすべきであり、また漁業の面では、とる漁業から育てる漁業への転換を図るべきである。

環境問題については、本来環境破壊は、人間そのものが金と利潤の追求のために山を、川を、海を汚し、自己主義、自己商業主義に徹した結果、みずからの生活環境に重大な危機を与えたものであり、水、海、山、川との共生をしっかりと考え、自然と共存共栄できるまちづくりを前提にしなければならず、それはすなわち人間環境100年の基礎づくりだと考えるものである。

また、新しい行政改革の視点について、効率性を重視した部局の再編、フラットな組織づくりが新たに求められており、同時にすぐれた人材の育成と成果主義の確立を図り、女性幹部職員の登用や公用車の一元化を行うべきである。

道路、下水、河川行政については、生活道路等の安全確保、また新家山間部等の下水問題については十分に検討を行い、地域の方々にこたえられることが必要であり、さらに河川環境の整備、改修は定期的な点検を行っていく必要がある。

雇用の創出については、長引く雇用の低下は、日本の国家未来に夢がなく、本市は早急に労働対策室を設け、労働市場に向かって積極的な対応を行うべきである。

次に、トップリーダーとしての自覚と認識であるが、今トップリーダーの市長に求められていることは、職員に対してももっと積極的な対話を行い、信頼関係をさらに構築すべきであるものと考え、また今後における合併問題は、重要な本市の課題であり、合併の主役は市民であるということを申し添えて、本予算に賛成であるとの討論がありました。

その後、採決の結果、賛成多数でもって原案どおり可決されました。

次に、下水道事業特別会計において、財政難の原因となっている下水道予算に反対であるとの討論があり、採決の結果、賛成多数でもって原案どおり可決されました。

なお、その他の17件の各会計予算につきましては、いずれも討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決されました。

以上、甚だ簡単ではございますが、本特別委員会に付託を受けました平成16年度大阪府泉南市各会計予算19件に対する審査並びに結果についての私の報告といたします。

議員各位におかれましては、委員会同様賛同いただけますよう心からお願い申し上げて、報告を終わります。

議長（堀口武視君） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

〔成田政彦君「議長、動議」と呼ぶ〕

議長（堀口武視君） 成田議員。

18番（成田政彦君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第9号については、修正するとともにこれを議題とされんことを望みます。

〔「賛成」の声あり〕

議長（堀口武視君） ただいま成田政彦君から議案第9号については一部修正するとともに、これを議題とされたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

議員提出議案第9号「議案第9号に対する修正動議」を議題といたします。

資料を配布してください。

〔議案書配付〕

議長（堀口武視君） 本件に関し、提出者を代表し、成田政彦君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。成田政彦君。

18番（成田政彦君） 2004年度泉南市一般会計予算に対する修正案についての提案趣旨説明を行います。

泉南市の平成16年度現在の市の借金は、市債

245億円、債務負担行為91億円、下水道事業費163億円の総額約500億円、市民1人当たり76万円と大きなものとなり、市民生活を大きく圧迫しています。

さらに、国が進める地方自治体に対する交付税、国庫補助金の削減計画、三位一体計画では、2004年だけでも市へのマイナス影響額は7億円近くになり、ただでさえ財政悪化の市にとって、ますます財政的に悪くしかねない状況です。

このような中で、借金38億円までして信達樽井線建設を進めることは、厳しい市の財政状況を一層困難なものにすることは間違いないでしょう。

さらに、信達樽井線建設財源内訳を見ましても、府の貸付金の利率を当初1%としながら、今日では1.8%と利率を上げるなど、府の市に対する援助は裏切られた格好になっております。

さらに、イオンからの税収も当初より二転三転し、今日は1億円以上も減になり、イオンからの税収で道路建設の借金を充てる見通しもありません。

りんくうタウンの土地利用状況を見ても、りんくうタウンからの税収が大きく伸びることは期待できません。りんくうタウンに接続する信達樽井線については、かつて企業局の費用で道路建設を負担したように、府が建設費用を負担すべきであります。

府は、二色の浜に立地する三洋電機の新工場には10億円の補助金を出したり、阪神高速道路大和川線に対しては746億円という大きな補助金を出しております。府のりんくう開発の税収は少なくなる中で、泉南市に対して、せめてそういうことはすべきではないでしょうか。ましてや、道路を要求しているイオンは、建設費用の半分を負担しても当たり前ではないでしょうか。市のイオンに対する、また府に対する姿勢の弱さを厳しく指摘したいと思います。信達樽井線の建設は、今後ますます市の財政を悪化させ、市民負担につながるのは必至ではないでしょうか。

以上、具体的にはお手元に配付しました予算修正案の一番末尾の款土木費、項都市計画費、目信達樽井線改良事業費6億5,000万円を全額減額するものであります。

次に、農業公園予算の減額に対してであります。

農業公園は、事業を始めてことしで13年目、最終の予算になっています。バブル時代に計画した農業公園計画は、当初から25億円投資して果たして採算性があるのかどうか疑問を持たれていました。

我が党は、この農業公園に対して、一貫して税金のむだとして中止し、見直しを求めていました。結局、市はずるずる13年間事業をしてきました。その結果、総額25億円のうち借金10億6,000万、一般財源4億円を投資して経営が成り立つのかどうか、採算性はどうなるのか、いまだ市の方から明確な説明はありません。

今、今日全国各地で第三セクター経営の失敗が続く中で、農業公園ほど事業活動しないうちに見通しが厳しい、こんなような計画はありません。結局、市民の税金で赤字を負担するのが精いっぱいではないでしょうか。もうこれ以上農業公園に対する投資は中止すべきではないでしょうか。

具体的には、お手元に配布した修正案末尾のページにある、款農林水産業費、項農業費、目(仮)農業公園整備事業費2億4,523万円を全額減額するものであります。

以上、減額修正によって生じた一般財源総額8億9,523万円は、介護サービスの上乗せ施策の実施、保育所の整備、老朽化した幼、小・中学校施設の整備、子供たちや障害者、高齢者に必要な費用の増額に充てることを市当局に強く求めるとともに、提案の趣旨説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

議長(堀口武視君) ただいまの提出者の説明に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。

真砂議員。

21番(真砂 満君) とにかくいきなり出てきたんで、その中身をきちんと精査できる時間もないですから、そこで質疑するというものもなかなか大変なんですけど、でも、嫌らしいことを聞くのではないですけど、提案者に1つだけ簡単に質問いたします。

信達樽井線、日本共産党さんは反対だというのは理解をいたしておりますが、たしか従前どおりやればよいというようにおっしゃってたのではな

かるのかなと思うんですが、これでいくと通常の事業もやめれという形ですよ。通常のペースでいくことも反対なのか、そこらあたりどうなのか、お示しをいただきたいというふうに思います。

それと、農業公園について、今現在ある農業公園についてはどのようなお考えで臨まれるのか、その辺もあわせてお聞かせをいただきたいなと思います。

議長(堀口武視君) 成田政彦君。

18番(成田政彦君) 私どもは信達樽井線については、65億円のあの信達樽井線には反対であります。今回の予算についても、一部信達樽井線については早急に建設をすべきではないと、信達樽井線は今の財政状況から見たら早急に今すぐすべきものではないと。信達樽井線については、急いで早急にすべきではないと、基本的な立場です。今、財政状況が苦しい中、早急にすべきではないという立場であります。

農業公園については、これは既に22億円投資していますので、今後については、市として検討委員会を再三、農業公園の経営をどうするのか。少なくとも収入があるような、そういう、私は各地にある第三セクターみたいに全く収入がなくて赤字になるんじゃないかと、今回はこれは削減して、今後はまずそういう委員会とかそういうものをつくって、収入のあるそういう論議をすべきではないでしょうか。そういう考えであります。

議長(堀口武視君) 真砂議員。

21番(真砂 満君) 信達樽井線は、成田議員は早急にすべきでないんだとおっしゃっておりますけども、あれを完成をさすにはやはり65億円、総額としては絶対要ると思うんですよ、用買費とか道路建築費。

ただ、私がさきに質問したのは、通常、今計画をされているペースよりかなりペースダウンはしておりますけど、通年ずっとやってきた事業までこの修正案ではゼロになっているわけで、そのあたりについてはどうなんですかとお聞きをしたんです。そこらについて再度御答弁をいただきたいと思います。

それと、農業公園の方ですが、今、市民の皆さんが求められているのは、いろいろあるのかとい

うふうに思うんですが、予算委員会の中でもいろいろ市長なり、また担当の方からも説明がありましたけども、例えば1日ゆっくり遊べるものをつくっていくとか、そういった市民要望というのがあるというふうに思うんです。

ただ、今、成田議員の簡単な説明の中では、収入があると2回ほどおっしゃられたんですが、そういった具体策をお持ちなのかですね。あればその辺も含めておっしゃっていただかないと、ちょっと意味がわからないんですよ。

やっぱり市民の要望にどうこたえていくんだ、そのための予算をどう編成するんだということが求められるわけですからね。このことに反対だけでなく、逆に言えば、そうなれば市民の要望についてはどうするんだということの1つの対案的なものもお持ちでないとか悪いんじゃないのかなというふうに思うんですが、そのあたりについてはどうでしょうか。

議長（堀口武視君） 成田議員。

18番（成田政彦君） まず、信達樽井線ですけど、私どもは信達樽井線については基本的に反対の立場であります。

それから、農業公園につきましては、市に対して、今後どういうふうにするかをこの議会が終わりましたら対案を出していきたいと思います。

以上です。

議長（堀口武視君） 真砂議員。

21番（真砂 満君） 私より先輩の議員にこういう言い方をするのは大変失礼で、本当に申しわけないんですけども、あれは都市計画道路ですよ。そこらでこの間ずっと議会としてもその事業については認めてきておりますし、進めてきておるわけありますから、ただイオンの進出に伴って、今後向こう20年、30年かけて通すのではなくて、1つのインパクトの中で一気に開通させていこうということで、この事業転換がされているというふうを考えております。

これは、私は一定の政治判断、政治がなした道ではないのかなというふうに思ってるんですが、今の成田議員の説明では、もう道そのものが反対なんだということの理解でいいんですね。

そうすると、あの事業の中途半端になっている

部分については、どうされるのか、あのまま放置をしていくのか。かなり先行買収してる部分とかもあるかというふうに思うんですけども、あの中途半端なままでどう考えられるのか、お答えをいただきたいというふうに思います。

それと、農業公園についてですけども、具体的にそういうような方策というのをお考えなんですよ。再度お聞かせをいただきたいと思います。

議長（堀口武視君） 成田議員。

18番（成田政彦君） 正確に言いますと、65億円の信達樽井線建設については、それは財政に負担をかけるから今する必要がない、そういうことであります。

農業公園については、今後共産党議員団としても市に対して積極的に対案を提案したいと、そういうことです。

議長（堀口武視君） 成田議員、今の真砂議員の質問は、通常分まで反対なんですかということですよ。

18番（成田政彦君） 通常分については、65億円以前の問題については、私どもは計画線には反対しておりません。65億円以前の問題についてはしておりません。

議長（堀口武視君） 真砂議員。

21番（真砂 満君） 議長、指名していただいておりますんですけど、質疑を聞いていただいてわかるように、答えていただけてないから同じことを言うだけなんで、答えていただけたら、私2回で済んでたと思いますんで、その辺ひとつよろしくお愿いしたいと思います。

改めて言います。もう端的に言います。信達樽井線は必要なのですか、必要ないのですか。その点が1点と、できましたら、考え方はいろいろお互いにありますからいいんですけども、もっと予算委員会の中で、せっかく4日間も議論した時間があつたんですから、もっとその場でなぜこのようなものを出していただいて、真摯に議論をされなかったのか、そこらもあわせてお考えをお聞かせいただきたい。本来でしたら、もっとその場でお互いが議論を交わして、1つのいい方向性を見つけていくというのが本来だというふうに思うんで、そこらもあわせてお愿いします。最後に

したいと思いますが。

議長（堀口武視君） 成田議員。質問者の質問に的確に答えてください。

18番（成田政彦君） 議論そのものについて、うちがしなかったとか、そういうことについては、議論の相違がありますので、そういうことには答えることはできません。

信達樽井線については、従来の65億円以前の問題については、それは財政に負担しないまま今までやってきたんですけど、今後65億円の信達樽井線については、泉南市に財政負担を与えるということで、これに反対してるのであります。

議長（堀口武視君） ほかにありませんか。

以上で修正案に対する質疑を終結いたします。

これより修正案及び原案について順次討論を行います。

まず、修正案に対する討論を行います。討論ありませんか。 討論なしと認めます。

次に、原案に対する討論を行います。討論ありませんか。 大森議員。

4番（大森和夫君） 2004年度の一般予算に反対する立場から、日本共産党を代表して討論を行います。

長引く不況の中、泉南市政2004年度予算に求められていることは、市民の生活を応援することであり、そのためにはむだな大型公共事業を見直し、財政再建を行いながら、市民生活にかかわる福祉や教育の予算をふやすことでもあります。

特に、本市におきましては、合併協議会のアンケートの結果にも見られるように、市民の福祉の充実の満足度は2.2%、文化・スポーツ施設の自慢度は0.7%と、いずれも近隣3市2町の中で最低となっています。財政難を理由に福祉、教育の切り捨てに対し、不満の声が反映されている結果であります。

市長は、財政難の原因を道路や下水など都市基盤の整備に取り組んでいたためとしていましたが、この満足度も田尻町、阪南市に続いて3番目であります。他市と比べてみても、泉南市民の満足度は高くありません。住環境の満足度も、泉南市は3市2町で一番低い数値となっています。

市長が進めてきた公共事業は、財政悪化の原因

となっても市民の評価は得られていません。この点からも、市長は不要不急、むだな公共事業を見直し、福祉、教育の充実を進めなければなりません。

しかし、2004年度予算は、総額64億円にも上る信達樽井線の整備や農業公園など不要不急な公共事業を進めています。信達樽井線は、イオンの出店に伴い大阪府の特別の支援があるかのように進めてきました。府からの貸し付けの利率を1%に設定し、金利が低くなると議会にも財政計画を示してきました。しかし、実際の府貸し付けの金利は1.8%になる見込みです。3億円もの金利が倍近くになる可能性も出てきてます。

このような財政見通しの根本的な間違いを起したにもかかわらず、反省の言葉もありません。なぜ、このような財政負担を押しつけられるのでしょうか。府貸付金の利率を1%とだれが判断したのか、その根拠はどこにあったのか、真相解明に努めてまいります。

今度の信達樽井線の整備は、市の財政を破綻に追い込むということで反対しますが、市の財政負担を減らすためにも、信達樽井線での府の責任、イオンの責任を求めてまいります。

信達樽井線は、イオンの出店の2年後にしか完成しません。最も交通渋滞が予測されるときには完成していない。まさに典型的な不要不急の公共事業であります。

農業公園も、貸し農園もできず、24億円もかけた花畑となっています。

小泉総理は、国債の発行を30兆円以内に抑えるという公約を破り、それが大したことはないと述べ、国民から厳しい批判を受けました。市長は、投資的経費を毎年16億円以内に抑えて、財政の健全化を進めるという約束をされました。しかし、この約束も、信達樽井線は別枠と言って、いとも簡単にこの約束を破りました。この政治姿勢は、小泉総理同様、厳しい批判を受けるものだと思います。

市長は、予算編成の基本方針の中で、実質収支が7億8,500万円余の赤字、5年連続の赤字決算、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は104.8%で、前年度から4.1%の悪化、本市の財政

は極めて危機的な状況にあると述べられています。しかし、2004年度の予算は、危機感も財政再建の決意も感じることができるものではありません。随意契約も多く、入札の落札率も高く、収税率もいまだ府下最低であります。

また、合併に邁進する姿勢であります。三位一体改革の影響で、泉南市だけではなく泉佐野市でも財政が大変な状況になっています。財政難のまちは同士が合併したら、さらに財政難はひどくなるのではないかという声が市民の間からでも出てきています。合併に関する情報公開が進む中で、合併に対して不安や慎重な意見を求める声広がっています。住民投票には賛成する立場ではありますが、合併に対しタイトな日程で猛進することは、見直しが求められているのではないのでしょうか。

商業対策については、イオン出店で最も影響を受ける商店街、そして駅前のにぎわいをつくるために必要な商店街に対する予算が十分ではありません。

教育施設の充実が求められている中、学校校舎の大規模改修が予定されていません。体育館や図書館の充実も図られていません。

市政方針には、コミュニティバスの充実が述べられていますが、コミュニティバスの増便さえ本予算に計上されていません。

このような形で、福祉、教育の充実を求める市民の声にこたえていない2004年度予算に反対いたします。皆様方の御賛同をよろしくお願い申し上げます。反対討論といたします。御清聴ありがとうございました。

議長（堀口武視君） ほかに、 藪野議員。

23番（藪野 勤君） ただいま議長のお許しを得ましたので、自政会を代表いたしまして、議案第9号、平成16年度大阪府泉南市一般会計当初予算について、賛成の立場から討論いたします。

本市財政は、平成10年以来赤字決算が続く中、この危機的状況を打破するため、平成14年度に策定されました財政健全化計画において、平成16年度は実質収支の黒字という本市の財政健全化に対する取り組みの真価を問われる年となっております。

このため、新年度予算においては、施策、事業

の全般について見直しをし、行政経費の削減と合理化を進める一方、限られた財源の重点的かつ効率的な予算配分に努められ、市民福祉の向上を念頭に置かれて編成された予算は、一定評価に値するものと考えております。

具体的に、まず歳入面でございますが、この核となる市税につきましては、長引く景気の低迷や地価の下落などに伴い、前年度に比較して4億9,800万円の減額を見込んでおり、年々減少の一途にある中で、毎年論議されてまいりましたが、徴収率の向上については、一定努力をされているものの依然として低く、税に対する公平、公正の観点から、また体制の見直しも含め、今後より一層の取り組みの強化が求められるところであります。

次に、歳出面につきまして申し上げます。

まず、総務関係では、施策や事業の選択あるいは職員の意識改革を図り、効果的、効率的な行財政運営を行うための行政評価システムの導入経費や、公共施設の予約システム導入のための調査費など、IT時代に対応した経費が計上されております。

次に、福祉関係では、高齢化社会における介護保険制度の健全な運営と介護予防や生活支援を行うための経費、また新規事業といたしまして、ケアマネジメントリーダー活動の支援事業や児童虐待防止ネットワーク事業の経費など、各種の政策経費などを計上されております。

また、生活環境面では、本市発展のかぎを握る交流軸である信達樽井線の改良事業や砂川樫井線、市場長慶寺線などの道路整備事業、その他和泉砂川駅前整備に向けての経費や西信達火葬場の建て替え事業費など計上されております。

さらに、教育面におきましては、学校施設の充実を図るための改修費、また新規事業として、ボランティアなどによる子ども安全パトロール隊によるところの街頭犯罪抑止事業や、いじめ、不登校など子育てに悩む家庭を支援するための教育機能総合支援モデル事業費など新たに計上されております。

以上、述べましたように、新規施策も含め厳しい財政状況の中で幅広く市民のニーズを取り入れ

た施策、事業が計上されていることを評価するところであります。

新年度は、国の三位一体改革に伴う市財政の影響が9億円程度と試算されており、次年度以降も厳しい財政運営を余儀なくされることと予測されます。

このように、本市の置かれております厳しい財政状況を再認識し、市民が納得できる行政サービスの提供のための市役所改革、職員の意識改革を進めていくため行政評価システムを早急に導入し、職員一丸となって財政の健全化を図られることを期待いたしまして、賛成の討論といたします。よろしく願い申し上げます。

議長（堀口武視君） ほかにありませんか。

島原議員。

16番（島原正嗣君） それでは、御指名をいただきましたので、グループ泉南の立場から賛成討論をさせていただきたいと思っております。

先ほど真砂委員長の方から詳細についての報告がございました。若干重複する部分もございしますが、どうぞ御理解のほどをお願いを申し上げたいと思っております。

地方自治の主役は、生活者、市民であります。したがって市民の視点に立ちまして地方自治の形成が今、求められているところであります。そして、激動、混迷する地方自治から一日も早く脱却し、市民・住民サービスに徹する予算編成が必要であるわけでございます。つまり、予算とは、その地方自治体の1年間の財政指標、目標をあらわしたものであります。歳入歳出面についてのバランスを示し、市民の評価を受けなければなりません。

今、財政問題は、中央、地方を問わず深刻な財政危機に直面をいたしております。きょうの朝刊によりますと、国の借金も670兆、このような数字が掲載をされておりました。また、こうした中において、三位一体論や地方分権論の中で本市は21世紀新時代をどう生き残るか、どのような勝ち組となるかは、まさに執行権者、市長の責任は重大であります。したがって、本市は全職員一丸となって創意工夫に徹し、市民の信頼にこたえなくてはならんと思うのであります。

国会におきましても、本日、予算案が通過されるようであります。本市も厳しい財政状況の中で、財政硬直化の中における行政当局の努力によって、ことしの予算が最善を尽くされた中で策案をされました。したがって、このことを評価するものであります。

まず、歳入面でございますが、課税自主権を尊重し、市税の収納率を高め、行政運営におけるむだ、無理をなくすこと、さらには財政投資効果を高め、市民ニーズにきちんとこたえることであります。あわせて、プライマリーバランスの財政指標によって健全な本市の財政確立に視点を求めなければならないと考えるものであります。

歳出面についてでございますが、まず教育についてであります。

教育は人を育てる場所であります。また、人格形成を図るところでもあります。中教審の改革とは別に、本市教育委員会として今何ができるのか、今何が必要か、教育の原点に立つべきではないでしょうか。本市の独自教育や学習の喜びをどう引き出すかが、教育委員会の使命ではないでしょうか。わからないところ、間違ったところを直す学習が必要であります。また、伸びる子、伸びない子の選択肢は、ある意味では示すべきではありませんが、そうしたことについての配慮も必要であります。

要は、IT授業や英会話など独自教育への視点を積極的に持つべきであろうと考えます。滋賀県では、民間企業から教育長の登用が行われ、隣の和歌山県では、和歌山大学教授が高校の教頭に着任をされたのであります。今、本市は、幼保一元化、校区の変更、30人学級の実現などへの対応が求められているところであります。

そのほか、福祉、医療、環境、雇用、地場産業対策などへの積極的な対応が必要であります。また、都市基盤の根幹をなす新家駅、砂川駅、樽井駅、岡田駅の各駅の整備は、早急な対応が必要なのではないでしょうか。

歳出第2の問題は、義務的経費であります。

委員長から報告ございましたように、義務的経費、本市は125億のうち人件費は57億2,600万であります。個人市民税の約3倍。今後、行

政改革においてこれらの再検討をする必要があります。

また、直接の福祉施設の運営は第三者機関にゆだねるといふ、そういう手法をとるべきではないでしょうか。そのことによって公費の節減ができるからであります。

さらに、具体的な政策面についてであります。森林資源は、人間にとって貴重な財産であります。したがって、資源の保全のために植林の実施が必要ではないでしょうか。また、子供たちの自然との触れ合いあるいは体験の場として積極的な活用も図るべきであります。

さらに、漁業問題では、とる漁業からつくる漁業への政策転換を図らなければならないと考えます。

さらに、農業対策は、21世紀農業のあり方、農業の後継者の育成、有機農業などの支援や指導、さらにまた農協等についても、農協本来の使命と責任を果たすことが必要ではないかと考えるものであります。

次に、環境面の問題ですが、21世紀は環境の時代ともよく言われます。人間生活と環境は共存共栄しない限り、みずからの生活環境、自然環境は守れないと思います。

さらに、新しい改革視点についてであります。少ないコストで住民サービスの向上、効率性を重視した部局の再編、フラットな組織づくり、新たな職員定数管理により、よりすぐれた人材の確保、女性管理職の登用や公用車の一元化が必要であります。

また、道路、河川、下水道の推進については、生活道路の補修河川に早急に対応する必要があるのではないのでしょうか。

また、都市機能についてでございますが、まず駅前整備が先決であると考えます。どこの都市を見ましても、駅前の整備の充実されたところは、その都市の機能を十分発揮しているからであります。例えば東京都の品川区は、新幹線が停車することになってから人口が増加し、乗降客が増大しております。一味違った都市のあり方でありませぬ。

私は、本市の新家、砂川、樽井、岡田の4駅の

整備、充実は、絶対必要と考えます。本来ならば既に整備をされ、合併前に完全化する必要があったのではないかと考えるのであります。関西空港やイオンだけが輝いても、市民全体が光り輝くではありません。

次に、雇用対策についてであります。

雇用の低下は、国家社会の破滅につながります。本市は、本気で雇用対策を行うべきであると考えます。特に、障害者については、一定の配慮を行うべきではありませんか。

次に、今トップリーダーに求められるものは、どんなに地位や名声がすぐれていまして、人間だれもが悩み、挫折、失敗はあります。また、それくらいの失敗のない人間はだめだとも言われませぬ。市長はもっともっと一般職や幹部職職員に対しても愛情を持つべきであります。愛情というのは変わった愛情ではありません。幕末の志士、坂本竜馬のようにはなかなか難しいでしょうが、たまには御苦労さん、おい、お茶ぐらい飲もうかと言うくらいの人間性を持つべきであります。苦しいとき、悲しいときでも市長の一言が大きな励みとなり、あすへの活力となり、またこの市長のために、市民のための原動力となるのではありませぬか。一考を要していただきたいと思ひます。

また、当面する本市の最重要課題は、何と言っても3市2町の合併問題であります。大切なことは、合併の主役は市民であることを申し述べまして、賛成討論にかえます。ありがとうございました。

議長（堀口武視君） ほかにありませんか。

以上で原案に対する討論を終結いたします。

これより修正案及び原案について順次採決を行います。

まず初めに、議案第9号に対する成田政彦君ほか3名から提出されました修正案について、起立により採決いたします。

お諮りいたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（堀口武視君） 起立少数であります。よって議案第9号に対する修正案については、否決されました。

修正案否決でございますので、これより原案について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。本件につきましては、委員長の報告どおり原案を可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（堀口武視君） 起立多数であります。よって議案第9号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、ただいま議決いたしました一般会計予算を除く他の18件の各会計予算について、一括して討論を行います。討論ありませんか。

巴里議員。

2番（巴里英一君） 議長より発言のお許しをいただきました巴里英一でございます。

平成16年第1回定例会における予算審査特別委員会で長時間にわたって審査されて、その任を果たされた委員長初め副委員長、皆さんに、大変御苦労さんでしたということで御礼を申し上げます。

それでは、委員長報告のうち、議案第10号、平成16年度泉南市樽井財産区会計予算及び議案第11号、平成16年度泉南市狐池財産区会計予算から議案第21号、泉南市芦谷池財産区会計までの以上12件について、一括して反対の立場で討論いたします。

私は、この財産区に対する討論は、じくじたる思いがあります。これについては少し長くなるかと思いますが、御理解をいただきたいと思います。

それはなぜかと申し上げますと、今推進されている合併が至れば、なかなかこの合併問題の中で、財産区に関する質問や質疑、議論が少なくなろうというふうに思いが至っているからであります。理事者初め議員諸氏にそんなことわかってるよと言われるかもわかりませんが、私及び鳴滝区住民、また他の財産区を有しない住民にとって、このような財産区及び財産区的財産を有する地区と有しない地区との差は、今もって区の資産や事業、諸事業等において、あるいは行事において大きな差異があります。

財産区の設定に至るまでのその歴史、根拠を尋ねれば、明治維新以前の封建施政にまでさかのぼることになります。そういった意味では、明治4年、明治政府における太政官布告と制度の不完全さが生んだものだということもできます。

近代行政に移行されたとき、解決すべきものでありました。今もなお、全国に残されたこの問題を法を整備し、処理すべきことであったと、そういったものにもかかわらず、そのまま放置していたところに原因があるかというふうに思います。

その意味では、地区住民にそのとがはなく、近代行政を行うに当たって、すぐれて行政的行為の発露による処理及び解決を図らなきゃならない。その責任は、政府及び地方自治体にもあろうというふうに思います。

もともと財産区概念の沿革は古く、維新後の混乱を終えた明治22年に始まり、当時7万有余の町村があり、町村合併を進めた際に、旧町村で有していたもの、またその後の町村の合併の際、存続を認められたもの、さらに昭和28年、町村合併促進法施行以来、財産処分に関する協議により設けられたものが、その大部分を占めております。

諸氏には御存じのように、特別地方公共団体として財産区に関する法律は、地方自治法第294条における3項、第295条は1項、第296条では3項と296条の2においては4項の3条11項でもって財産区の運営、財産区の議会または総会の組織等あり、議会を設置する場合の議員選出規定は、公職選挙法第268条によって定められておるところであります。

また、財産区管理会の設置及び組織及び財産区管理会の機能、財産区管理会の運営、財産区運営の基本原則、財産区の監督等の法律によってその財産区財産の管理運営されるものに限られ、一般会計のような予算執行権、課税権限の伴わないいわゆる限定法人としての性格を持つ特別地方公共団体であります。

財産区の法的根拠は、さきに述べました法に基づき、昭和31年（1956年）8月30日、6カ町村合併時における泉南町樽井財産区管理会協議書によるものであり、その地方自治法（昭和2

2年法律第67号)にある第296条の2の第1項及び同条の4の第1項の規定に基づき、本管理会の設置、組織及び運営等に関する事項が定められ、現在も運営されているのがこの団体であります。この法律、条例によって財産区管理が運営されなければならないにもかかわらず、財産管理の基本であります地籍公図を初め収支明細、特に支出目的など今もって不透明であります。

本法の目的である法第296条の3において、「市長村長及び財産区の区長は、財産区の財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止」であるとしています。また、同法の5において、「財産区は、その財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止については、その住民の福祉を増進」するように努めなければならないとしております。同第296条の5の2項では、財産区としては「その財産又は公の施設の全部又は一部を財産区のある市町村又は特別区の財産又は公の施設とするために処分又は廃止する場合を除くほか、その財産又は公の施設の全部又は一部の処分又は廃止であつて、当該財産区の設置の趣旨を逸脱するおそれのあるものとして政令で定める基準に反するものについては、あらかじめ都道府県知事に協議し、その同意を得なければ、これをすることができない。」としております。

こういった法律条文を見る限り、かなり限定されており、今般とられた樽井財産区の問題については、以前より平成11年3月議会を初め、機会あるごとに指摘をいたしておりました。今予算の歳入歳出についても釈然としなないところでありませぬ。

また、みなし財産区については、私は常々言っており、今さらの感がありますが、当初この問題については、このような一部の区の予算を別会計で審議するようなあり方は、自治法のどこを探してもない、法になじまないといった指摘をしておりました。そのためにどういった処理をするのかと、今まで私は言い続けてきたはずであります。にもかかわらず、いまだもってその方法すら見せないまま経過をしております。

その意味では、私は、市長を初めとする関係理事者に問いただしたところ、当初は五、六件のよ

うに思いました。ところが既に11件になんなんとするいわゆる財産区的財産という、いわゆるみなし財産という自治法のどこを探しても出てこない用語を使いながら、今もってその処理をしないまま、減少すると答弁したとことと相反する状況になっていることに対して、私は遺憾の意を表明するものであります。その努力の跡を見えないままとすることは、私は看過できない。そういった意味でも、ほかにも多くの理由がありますが、とりあえず今回はこの程度にとどめ、反対討論といたしたいと思います。

勇気ある諸氏の御賛同を賜りますようお願いを申し上げ、討論といたします。ありがとうございました。

議長(堀口武視君) ほか。 前田議員。
5番(前田千代子君) 議案第24号、2004年度大阪府泉南市下水道事業特別会計予算に反対の立場から討論をさせていただきます。

163億円という起債残高は、一般会計が約240億ということでありませぬから、いかにこの会計の借金が大きいかということでありませぬ。しかも、使用料はわずか2億8,000万程度ということでありませぬから、この会計が成り立つはありませぬ。

しかも、この事業手法というのは、大都市タイプのやり方で、空き地がない、空き地が余りないというところは適しておりますけれども、泉南市のように半分が山で農地や畑がいっぱいある、このようなまちにおいては、大変コストのかかる問題でありませぬから、この地域でやれるものは、当然合併処理浄化槽や集落ごとの浄化槽でありますし、現に民間の人たちがみずからのお金を出して、浄化槽整備をしてきたわけでありませぬから、このことを生かして早く切りかえないと、30年も40年も下水道の整備されない中で市民は暮らさなければならない結果になるわけでありませぬし、今でも現に山間部においては計画すらないという、そういう状況でありませぬから、この地域に合った下水道政策というものを打ち出していくべきであります。

以上の理由から、反対の討論といたします。議員各位におかれましては、賛同をよろしく願ひ

いたします。

議長（堀口武視君） ほかにありませんか。

以上で本 18 件に対する討論を終結いたします。

これより本 18 件の各会計予算について、順次採決をいたします。

初めに、議案第 10 号 平成 16 年度大阪府泉南市樽井地区財産区会計予算から議案第 21 号 平成 16 年度大阪府泉南市芦谷池財産区会計予算までの以上 12 件の各財産区会計を一括して採決いたします。

本 12 件に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。本件につきましては、委員長の報告のとおりいずれも原案を可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（堀口武視君） 起立多数であります。よって議案第 10 号から議案第 21 号までの各財産区会計予算 12 件については、いずれも原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 24 号 平成 16 年度大阪府泉南市下水道事業特別会計予算について採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。本件につきましては、委員長の報告のとおり原案を可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（堀口武視君） 起立多数であります。よって議案第 24 号は、原案どおり可とすることに決しました。

次に、ただいま採決いたしました 13 件を除く他の各会計予算 5 件について、これより一括して採決いたします。

本 5 件に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。本 5 件につきましては、いずれも委員長の報告のとおり原案を可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（堀口武視君） 御異議なしと認めます。よって本 5 件の各会計予算につきましては、いずれも委員長の報告のとおり原案どおり可とすることに決しました。

3 時 45 分まで休憩いたします。

午後 3 時 13 分 休憩

午後 3 時 47 分 再開

議長（堀口武視君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第 30、議案第 29 号 泉南市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。神田助役。

助役（神田経治君） ただいま上程されました議案第 29 号、泉南市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が平成 16 年 3 月 26 日付、政令第 71 号にて公布されたことに伴い、泉南市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正いたしたく、提案するものであります。

追加議案書 1 ページをお開き願います。非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が平成 16 年 4 月 1 日から施行され、都道府県が市町村の消防支援を行う場合において、これらの職務に当たる都道府県職員が緊急の必要性から消防活動に従事させた者についても新たに公務災害補償の対象とするとともに、非常勤消防団員等の損失補償に係る補償基礎額及び介護補償の額についても改定されることとなったため、これらの改正に準じて本市関係条例においても所要の改正を行うため、本条例を提案するものであります。

3 ページをお開き願います。改正の内容につきましては、まず第 2 条において、消防法の新設規定を引用し、都道府県が市町村の消防支援を行う場合において、新たに公務災害補償の対象とする者を定める規定を加えることとし、次に第 5 条以下の補償基礎額及び介護補償額の改正につきましては、これらの額の算定は国家公務員の公安職俸

給表の月額を基礎としていることから、俸給月額が引き下げられたことに伴う減額改正を行っているものであります。

詳しくは、第5条第2項第2号に定める消防従事者等の補償基礎額の最高額を1万4,400円から1万4,200円とし、同条第3項に定める扶養親族加算を467円から450円とする改正を行い、次に第9条の2第2項に定める介護補償につきましては、地方公務員災害補償制度に準じて、他人介護のうち常時介護に係る介護補償額を月額10万6,100円から10万4,970円に、他人介護のうち随時介護に係るものを月額5万3,050円から5万2,490円に、家族介護のうち常時介護に係るものを月額5万7,580円から5万6,950円に、家族介護のうち随時介護に係るものを月額2万8,790円から2万8,480円に改正し、最後に別表第1に定める消防団員及び水防団員の補償基礎額につきましては、団長及び副団長が10年未満勤務した場合の補償基礎額から、部長、班長及び団員が10年以上20年未満勤務した場合の補償基礎額までを記載のとおり減額する改正を行うものであります。

なお、この条例の適用につきましては、平成16年4月1日から適用するものであります。

以上、簡単であります。説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（堀口武視君） これより質疑を行います。質疑ありませんか 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これより議案第29号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（堀口武視君） 御異議なしと認めます。よって議案第29号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第31、議員提出議案第4号 関西国際空港2期事業の推進等に関する決議についてを議題といたします。

本件に関し提出者を代表し、東 重弘君から提

案理由並びに趣旨の説明を求めます。東 重弘君。6番（東 重弘君） 議長のお許しをいただきましたので、議員提出議案第4号、関西国際空港2期事業の推進等に関する決議について、案文を朗読して提案にかえさせていただきます。

関西国際空港2期事業の推進等に関する決議について（案）

今日、関西国際空港が、内外の大きな期待を担いこの泉州沖に誕生して10年という節目を迎えようとしている。この間、日本で唯一の本格的な24時間運用が可能な空港として、また、多くの国内都市とネットワークを有する乗り継ぎの利便性の高い空港として、内外から高い評価を受け、わが国の出国者の4人に1人、輸出航空貨物の約3割を担う基幹交流インフラに成長してきた。2本目の滑走路を整備する2期事業も2005年3月末には用地造成の完了が見込まれるなど、2007年の供用開始に向け着実に進捗している。

一方、米国同時多発テロやイラク戦争、さらにはSARS問題などによりこの2年半余の間、航空業界は厳しい経営環境に直面している。関西国際空港もその影響を大きく受け、一部では中国を中心としたアジア路線の急速な充実などの朗報もあるが、まだまだ十分な回復状況とは言えずその先行きは楽観できない。特に国内線は減便、路線廃止が相次いでおり、便数、路線数ともに最盛期の半分近い水準まで落ち込んでいる。また地方都市にとっては、関西国際空港への乗り入れ便や路線の減少は利便性の高い海外渡航手段を失わせる事となっている。こうした現実にはハブ空港である関西国際空港の特長を生かしきれぬばかりでなく社会資本の有効活用の観点からも、経済的損失が大きいと言える。さらに地元の大きな期待を担って登場した関空～羽田シャトル便も昼間時のダイヤ間隔が5時間にも及ぶなど、およそシャトル便と呼べない状況にある。

よって、本市議会は東アジア諸国においても国家主導の拠点空港が着々と整備され、あらゆる分野でグローバル化が進む今日、世界に直結する拠点空港の強化活用はわが国の重要な課題であるとの認識から政府に対し下記の事項について所要の措置が講ぜられるよう強く要望する。

記

1、2007年の平行滑走路供用開始に向け、2期事業の円滑かつ着実な推進に万全を期すこと。

1、国際空港としての機能を果たすための国内線ネットワークの充実強化に努められるとともに、関空～羽田シャトル便のダイヤ改善を図ること。

1、アクセスコストの低減など空港の競争力向上に資する支援策や関西国際空港株式会社の経営基盤強化に向けた支援策の一層の充実を図ること。

以上決議する。

平成16年3月26日

泉南市議会

議員諸氏、よろしく御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

議長（堀口武視君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。 成田議員。

18番（成田政彦君） 意見書に対して、まことに申しわけないですが、3点余り質問をしたいと思います。

1つは、平成3年度の関西国際空港株式会社の売上高は16%減、461億減、経常損益が49億円ということで、非常に財政的にも厳しい状況にあると。

こういう中で、当初関空の2期工事の予定として、平成15年までに16万回という予定だったんですけど、現状では10万回前後ということで、今すぐ2期工事の滑走路が、現状では国際の飛行機会社も今の滑走路で十分と言われとるんですけど、その点はどう思われるのか。

2つ目は、伊丹空港と神戸空港、中部空港の問題なんですけど、特に伊丹空港の問題については、平成8年と平成14年を見ると、関空は実に53.2%に減りながら、伊丹空港は40%もふえ、関空はさらに30%ということで、伊丹の廃止という問題と神戸空港の問題についてはどう考えられとるのか、お伺いしたいと思います。

議長（堀口武視君） 東議員。

6番（東 重弘君） 成田議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、関空が当初16万回の予定が10万回ということ、それに関して2期工事の必要性、必要

ないんじゃないかと、こういう御質問であります。

考え方にも相違があるかなと思いますが、3年、5年という短期のスパンでとらまえる。これも1つの考え方でありましょうし、百年の大計に立って考えるということも大事であろうと思います。私は百年の大計に立ってみれば2期工事は必要、このように考えております。

それから、伊丹の存続、また神戸空港が予定されてるがどうか。この問題につきましては、私も関空の現状は伊丹の存続に大変影響を受けてる、このように考えております。今後も関空へのシフト、これを粘り強く交渉すべきだ、このように考えております。

以上です。

議長（堀口武視君） ほかにありませんか。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

成田議員。

18番（成田政彦君） ただいまの決議に対する反対討論を行います。

1つは、今日における関西国際空港の置かれとる位置であります。平成3年度の関西空港の決算によりますと、売上高は15.9%減、462億減であります。経常損益も49億円の減ということで、経営状況は極めて厳しい状況であります。しかも、伊丹からの発着回数が逆転し、関空は30%もさらに減ってきてとるという状況であります。

肝心なのは、本来運輸省が予定とした16年度の15万回の発着というのが、平成14年度にはいまだ10万回前後ということで、2期工事をする必要性はいまだにないということであります。これは各国の空港会社も現在の空港で十分である、こういうことを言っております。ちなみに、このことに対して関空会社の社長は反論してますが、的確な反論はされてません。

以上の点で、現状ではむだな2期工事に対しては反対する態度です。（松本雪美君「2003年と平成3年と間違えた」と呼ぶ）

2003年と間違えました。

今の決議について反対いたします。

議長（堀口武視君） ほかにありませんか。

以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議員提出議案第4号を採決いたします。
お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（堀口武視君） 起立多数であります。よって議員提出議案第4号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第32、議員提出議案第5号 消費者保護基本法の抜本改正を求める意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表し大森和夫君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。大森和夫君。4番（大森和夫君） 議員提出議案第5号、消費者保護基本法の抜本改正を求める意見書について、案文を朗読いたしまして提案にかえます。

消費者保護基本法の抜本
改正を求める意見書（案）

ここ数年、商品やサービス・金融に関する消費者被害が日本各地において急増し、消費者の暮らしをおびやかしている。国民生活センターの統計によると、全国各地の消費生活センターなどによせられた消費者からの苦情件数は、2002年度には83万件にのぼり、10年前の約4.4倍に達している。さらに、食品偽装事件など企業不祥事の続発により、消費者は企業に対して大きな不信を抱いている。

こうした状況を踏まえ、内閣府・国民生活審議会の消費者政策部会では、報告書「21世紀型の消費者政策のあり方について」を2003年5月にとりまとめた。この報告書は、消費者の権利を消費者政策の基本理念とし、消費者保護基本法の抜本改正をはじめ、消費者団体訴訟制度（団体訴権）等の導入を明確に打ち出すなど、日本の消費者政策にとって画期的な意義のあるものである。

現在、政府では、この報告書の具体化に向けて、消費者保護基本法の見直しの検討作業などが進められ、今年の通常国会での改正法案が審議される見通しとなっている。しかし、「消費者の権利」を法律に明記することは事例が少なく、困難が予想されている。私たちは食品の安全・安心なくらいが保障されている社会システムを求める立場から、「消費者の権利」を基本にすえた消費者保護

基本法の抜本改正が必要であると考え、国に対し、下記の事項について強く要望する。

記

- 1、消費者・事業者間の情報力・交渉力等の格差を是正し、消費者問題に関する施策の充実のため、国際的にも標準になっている「消費者の権利」を明記すること。
- 2、消費者被害を効果的に防止・救済しうる消費者団体訴訟制度を導入するために、導入の根拠となる規定を盛り込むこと。
- 3、消費者政策の推進体制に関する規定について、各省庁に対する勧告等を含め、消費者政策の総合的かつ一元的な体制を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年3月26日

泉南市議会

議員の皆さんの賛同をお願いいたします。

議長（堀口武視君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これより議員提出議案第5号を採決いたします。
お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（堀口武視君） ただいまの議長の宣告に対し御異議がありますので、本件については起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（堀口武視君） 起立少数であります。よって議員提出議案第5号は、否決されました。

次に、日程第33、議員提出議案第6号 イラクへの自衛隊派遣中止を求める意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表し前田千代子君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。前田千代子君。

5番（前田千代子君） 議員提出議案第6号、イ

ラクへの自衛隊派遣中止を求める意見書について
朗読いたします。よろしくお願ひします。

イラクへの自衛隊派遣中止を求める意見書（案）

日本政府は、「イラク復興支援特別措置法」に
基づき、重武装した自衛隊をイラクに派遣した。

自衛隊のイラク派遣は、「復興人道支援」が主
たる目的ではなく、アメリカ軍などの占領支援が
目的であることは、防衛庁が作成した実施要綱を
見ても明らかである。

そもそも、イラク情勢は、米軍現地司令官が述
べているように、「イラクを戦闘地域と非戦闘地
域に分けることはできない」「われわれは、まだ
まだ戦争状態にある」という状況にある。自衛隊
の派遣を「現に戦闘行為が行われておらず、かつ、
そこで実施されている活動の期間を通じて、戦闘
行為が行われることがないと認められる地域」に
限定しているイラク特措法にてらしても自衛隊派
遣は、許されない。

よって、本市議会は、政府に対し、戦闘状態の
続くイラクへの自衛隊派遣を中止することを求め
るものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書
を提出する。

平成16年3月26日

泉南市議会

議員各位におかれましては、賛同をよろしくお
願ひします。

議長（堀口武視君） ただいまの提出者の説明に
対し、質疑等ありませんか。 奥和田議員。

8番（奥和田好吉君） 前田議員に対して質問す
るのは非常に心苦しいんですけど、非常につらい
んですけども、簡単なやつを1点、基本的なもの
を1つだけ簡単にお聞きしたいと思います。

この中で、自衛隊のイラク派遣は復興人道支援
が主たる目的ではなく、アメリカ軍などの占領支
援が目的であることは、防衛庁が作成した実施要
綱を見ても明らかであると決めつけていらっしゃる
んです。ここで、じゃ、そのもととなる防衛庁が
作成した実施要綱のどの辺に載ってるんか、お聞
かせ願ひたいと思います。

議長（堀口武視君） 前田議員。

5番（前田千代子君） ちゃんとお答えできない

かもわからないんですけど、新聞報道によれば、
そういう防衛庁の作成した実施要綱の中には、ち
ゃんと憲法9条でそういうこと、重武装をして軍
隊を持って海外に出かけるということはちゃんと
禁止しているのに、防衛庁の作成したその実施要
綱には、そういう重武装して海外へ出かけるとい
うことが書かれていたように思います。すいませ
ん、頼りなくて。

そういうことで、人道復興支援と言うのなら、
別にそういう武装した自衛隊を海外に出さなくて
も、民間の団体がずっと今までやってきたこと
なので、お金の面でもそういう方が自衛隊を出す
よりもずっと安くつきますので。そういうことで、
回答になっていないかもわからないんですけど、
そういうことです。すいません。

議長（堀口武視君） ほかにありませんか。

奥和田議員。

8番（奥和田好吉君） これは非常に質問したく
ないんです、実は。そやけど非常に大事なことな
んです、これは。非常に大事なことなんです。だ
から、質問しにくいけど、あえて質問してるん
です、これは。

日本がイラクに自衛隊を派遣したのは、国連の
決議に基づいて人道支援で行ってるわけなんです。
その国連のアナン事務総長が、24日の日に国会
演説を行ってるんですわ。この国会演説の中で、
日本の対応を、賞賛すべき連帯姿勢を示されました、人道復興支援を行うためにサマワに自衛隊を
派遣されまして、非常に評価されてるんです。
これで今まで反対しとった人も、国連のために行
ったんではなしに、イラクは今、大変な状況にあ
るんです。そのために派遣されたということをあ
れされてるわけなんですわ。

例えば、1つの例えで言うと、札幌の雪祭りあ
りますね。札幌の雪祭り、あれは民間がやってる
ようになってるけども、自衛隊がまず土台をつく
ってるんですわ。そして、その後、民間がちゃん
ときれいにしてるんですな。我々はそれだけ見て
るけども、その下には非常に努力してるわけなん
ですわ。

自衛隊派遣というのは、現実には一般市民が行っ
てもどうにもならない。今のイラクの状態はどう

にもならない。だから、自衛隊がまず行ってちゃんと示した上で、あと民間が行くという、そういう方向のことなんですね。そのために行かれてるわけなんですね。だから今お聞きしたのは、そういう形でお聞きしました。

議長（堀口武視君） 答弁は要りませんか、奥和田議員。

〔奥和田好吉君「要りません、できにくいと思うんで」と呼ぶ〕

議長（堀口武視君） ほかにございませんか。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これより議員提出議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可することに決まして御異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（堀口武視君） ただいまの議長の宣告に対し御異議がありますので、本件については起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（堀口武視君） 起立少数であります。よって議員提出議案第6号は、否決されました。

次に、日程第34、議員提出議案第7号 安心して老後を迎えられる年金制度改善を求める意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表し松本雪美君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。松本雪美君。

11番（松本雪美君） 議員提出議案第7号、安心して老後を迎えられる年金制度改善を求める意見書について、案文を朗読して提案にかえます。

安心して老後を迎えられる年金

制度改善を求める意見書（案）

政府は2月10日、平成16年度年金「改正」案を国会に提出した。

その内容は、厚生年金の保険料を18.30%にまで引き上げ、給付額は約10%程度削減するなど、現役労働者や高齢者に犠牲を強いるものとなっている。今回「改正」案のもう一つの特徴は、マクロ経済スライドと称して毎年年金額を「自動

改定」する制度を導入しようとしていることである。この制度は、少子化の進行や現役労働者の賃金の引き下げにあわせて、年金額の自動的引き上げに道を開くものであり、今回の「改正」案が、公的年金制度に対する国民の不信感をますます増大させ、制度の空洞化に拍車をかけることとなることは明白である。

社会保障制度の目的は、所得を再配分し、平等な社会をつくることにある。しかし、多くの国民に新たな負担を求める今回の「改正」案は、所得格差をより一層拡大することとなり、平等な社会の実現をめざす社会保障の理念に反している。

社会保障の財源は、基本的には大企業と国家が負担すべきものとする。能力のあるものが社会保障の財源を負担する「応能負担」の考えを貫いてこそ、所得格差を少なくし、平等な社会をつくることできる。

今、国民の7割が将来に不安を感じており、そのうち、老後の生活設計に対する不安が5割と最も多くなっている。また、国民年金や厚生年金の保険料収納率が低下し、このような状況を放置するならば、1千万人を超える国民が公的年金制度から排除されるという事態も起こりえる。

政府は、憲法25条の理念や皆年金制度の建前からしても、公的年金制度の空洞化や国民の公的年金制度に対する不信感を払拭し、安心して老後を迎えられるような制度改善の努力が求められている。

よって、下記の事項について強く要望する。

記

- 1、平成16年度年金「改正」案を廃案にすること。
- 2、基礎年金への国庫負担割合を早急に2分の1に引き上げること。
- 3、年金積立金は株式投資などのリスクを伴う運用をやめ、健全で民主的な管理運営を行うこと。
- 4、全額事業主と国庫負担による最低保障年金制度を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年3月26日

泉南市議会

議長（堀口武視君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。 東議員。

6番（東 重弘君） ただいま上程されました議員提出議案第7号、案文中3点お聞きをしたいと存じます。よろしくお聞きいたします。

ただいま朗読されました案文中、中ほどに社会保障の目的は、所得を再配分し、平等な社会をつくることにある、こう述べられ、今回の改正案は所得格差を一層拡大すると、こういうふうに書かれておりますが、この所得格差が拡大するということはどういうことを言われているのか、お聞きをしたい。

それから、その下に基本的には大企業と国家が負担すべきと、こういうふうには断言をされておりますが、こういうふうには述べられるなら、記の中にある1番、改正案を廃案にすることじゃなくて、年金制度を変えること、これが正確ではないのかと、このように思いますが、これだけの廃案で基本的には大企業と国家が負担すべきという持論を引っ込められるんかと、こういうこと。

それから3番目に、年金積立金は株式投資などのリスクを伴う運用をやめ、健全で民主的な管理運営を行うことと、こう書かれておりますが、ここで言う健全で民主的な管理運営とはどういうことを言うのか。

以上、3点お聞きします。（松本雪美君「もう一回言うて。もう一回お願いしますわ。ごめんなさい」と呼ぶ）

議長（堀口武視君） 質問者、わかってないので、もう一度簡単に言うてあげてください。東議員。

6番（東 重弘君） もう一度だけしか言いませんので、ひとつよく聞いといてください。

社会保障の目的は、所得を再配分し、平等な社会をつくることにあると。多くの国民に新たな負担を求める今回の改正案は所得格差を一層拡大するとありますが、この所得格差を一層拡大するというのはどういうことをおっしゃっておるのか、お答え願いたいと思います。

それから、その下の行ですね。社会保障の財源はということに、基本的には大企業と国家が負担すべきものとする、こういうふうには断じておられますが、こういうふうには述べられるんなら、記

の1は改正案を廃案にするということではないのか。改正案を廃案にすることであなた方の理念は引っ込められるのか。

それから3番目に、年金積立金はという項がありますが、リスクを伴う運用をやめて健全で民主的な管理運営を行うことと、このように書かれておりますが、健全で民主的な管理運営とはどういうことを言われているのか。

以上、3点お答えください。

議長（堀口武視君） 松本議員。答弁をお願いします。

11番（松本雪美君） まず、1点目の社会保障制度の目的は、所得を再配分し平等な社会をつくること。これは当然、日本国で住んでいる国民そのものが毎日頑張って社会に貢献して仕事をしているわけですけれども、そういう中で大きな利益を得ている会社そのものが、企業そのものが得た利益ですね。そういう利益については、きちっと国民に還元をしていく。そういうことによって平等な社会をつくると。そういう位置づけを……。

だから、その社会保障制度そのものの目的は、国民に企業が得た利益はきちっとそういう社会保障に回るようなシステムづくりをするということが一番大事なことだと私は思っています。

それから、あと1点については、記の3の部分の年金積立金は株式投資などのリスクを伴う運用をやめ、健全で民主的な管理運営を行う。この問題については、私たちが働いた給料の中から天引きをされていく年金そのものが、ちゃんとした形で労働者の人たちの老後の保障のために使われるのではなく、こういう株式投資やとか、それからいろんな形で使われていった。そんな運用そのものについて、大きく損害を与えマイナス面を出してきたと。そんな使い方はせずに、民主的な管理運営を行う、このことが大事だと。当然そういうことで、国民の納めた年金を老後の保障に使うべく当然のこと、その当然のことができていないということを問題提起として書かしてもらっております。平等にきちっと正しい運営をしていくと、そういうことです。

議長（堀口武視君） 大企業負担の関係で、それをやめてこの改正案を廃案にしたならそれでええん

かということです。(東 重弘君「それでええんか。その廃案だけでええんかと聞いている。そこまで言うんやったら違うやろて言うてる」と呼ぶ)
11番(松本雪美君) 書いているとおりですので、よろしく願います。

〔東 重弘君「議長、もう一度」と呼ぶ〕

議長(堀口武視君) 東議員。もうちょっとかみ砕いて言ってください。

6番(東 重弘君) 1点目の所得格差をより一層拡大するということは、2行目に保険料は18.3%ということを書いているんですから、どこがこの拡大に当たるんか。多ければ高いわけで、少なければ安いわけですから、この比率がこういう比率でいくといかんのかいうことを1つお聞きしたんです。

それと、大企業と国家が負担すると言うんなら、この案文どおりに説明をしていただいたような気もするんですが、改正案の廃案ではおかしいんじゃないか、根本的に改めるべきだとここはすべきじゃないのかと。それが日本共産党を代表して出されたんなら、それはそれでいいのかと、こういうことを聞いているわけです。

それから、3番目なんていうのは、案文どおり教えていただいたんで、これは運用しなくちゃいけない財源なんですね、一遍に出ないんですから、将来の担保として。

だから、その運用を今のようなことはやめてと、それはよくわかってるんですよ。その後書いている健全で民主的な管理運営を行うこと、これは具体的に提案者は何を指してどういうことをおっしゃってるのかお聞きをしたい、こういうことです。再度お願いいたします。

議長(堀口武視君) 松本議員。質問者の内容をよく把握をして答弁してください。

11番(松本雪美君) 3番目のリスクを伴う運用という面では、いろいろ新聞記事でもたくさん報道されましたけれども、ああいうグリーンピアみたいなそういう施設、十分に利用できないもので大きく不良債権を出したそんな施設そのものについて、そういうものはやっぱりぐあいの悪い話であって、こんな使い方をされて、年金そのものが、私たちの納めた年金が.....

議長(堀口武視君) 松本議員、健全な民主的な運用とはどういうことかと、こういうことです。

11番(松本雪美君) それは先ほども言いましたように、当然正しく使っていく、そういうことですよ。(東 重弘君「私もそう思うよ」と呼ぶ)
運用そのものがこういう形で大きく間違いを起こして、今になってこの問題がどんどん表に出てきたわけでしょう。私たちは全然わからない中でこんなことが進められてきたわけですから、だからこんなことをさせないためにも健全な運営をしていくと、こういうことであります。

それから、先ほどおっしゃった、保険料を18.3%にまで引き上げると、こういうことですがけれども、現在、厚生年金の保険料はサラリーマンの年収で13.58%と、こうなってるわけですよ。それが半分の6.79%は事業者が負担をすると、こういうことでありますけれども、実際にはこれから平成4年から17年までに毎年0.3何ぼでしたかね、ずつ上げて、17年9月には18.3%にまで引き上げると、こういう状況が生まれるわけですね、今度の改定で。本当に0.354%ずつ毎年上げていくわけです。

これを見てもみますと、私のいろいろな資料の中の1つですけれども、この0.354%引き上げた場合、労働者全体で年間に2,500億円の負担増があるということですね。2年目には5,000億円、こういうことで、14年間には何と26兆円にも達すると、その負担増の額が。

本当にこれだけ年金の加入者である労働者の皆さんの年金額をどんどん引き上げることによって、これだけ生活そのものにも大きな影響を与えるような状況ということはやっぱりさしたくありませんし.....

議長(堀口武視君) 松本議員、そういう説明じゃなくて、所得格差の根拠をちょっと.....

11番(松本雪美君) 当然、国民年金のわずか4万6,000円ほどしかもらってない人たちからでもどんどん年金の引き上げをしていくという、そういう弱い立場の人たちまでも年金の引き上げをさしていくというやり方には問題があるということ.....。そういうことです。

先ほどからそちらの方でいろいろおっしゃる方

もいらっしやいますけども、年金そのものの運用については、アメリカの国債を買ったりとか、そういう形で運用されてることですけども、私たちそのものは、そういうために年金を納めたわけではありませんから、ちゃんと高齢者に対して年金がきちっと負担が軽くて、そして高齢になったときの年金受給、安心して受けられるようにしてほしい。そのために年金の財源を運用するべきだと思っておりますので、よろしくをお願いします。

議長（堀口武視君） ほかに。 奥和田議員。

8番（奥和田好吉君） 松本議員は大ベテランなんで、遠慮せずに4点ほど質問したいと思います。先ほど東議員が3点ほど質問したんで、違った角度から質問したいと思います。

1点目に、ここに載ってます平成16年度年金改正案を廃案にすること。これに対して対案はあるかどうか。

というのも、少子・高齢化が進む中で、例えば2000年度には3.6人で1人を支えとったわけなんですね。御承知のように、日本の年金制度というのは世代間負担になってるわけなんですね。2025年には1.9人で1人を支えなければならぬわけなんです。2050年には1人で1人を支えなければならぬわけなんですわ。だから、若い人の負担というのは大変な状況になるんですわ。

先ほども話があったように、現時点では13.58%ですけども、この厚生年金の保険料率が将来的には倍になる、26%になるんです。払い切れない、そういう大変な状況になるんですわ。したがって、これの対案があるかどうか。1点目お聞きしたいと思います。

2点目に、基礎年金の国庫負担割合を早急に2分の1に引き上げること。じゃ、現在3分の1ですけども、これを2分の1に引き上げよう思うたら、年間で2兆7,000億ほど要るんですわ。この財源をどこから引き出してくるんか、お聞きしたい。

3点目に、先ほども言っておりましたけども、年金の積立金は株式投資などのリスクを伴う運用をやめ、健全で民主的な管理運営を行うことと載っておりますけども、じゃ現在積立金は何ぼある

のか、そのうちのいわゆる財政投融资というのは何ぼあるんか、お聞きしたい。

それから4番目に、全額事業主と国庫負担による最低保障金制度を創設すること。先ほども言ったように、1年間で3分の1を2分の1にするだけで2兆7,000億ほど要るんですわ。この財源、どこからするのか。

それから、全事業主にすべてを負担させるという、こういう制度をつくれということですけども、日本のいわゆる中小企業は皆つぶれてしまいます、こういう状況になったら。そこらのとこをどういう考えでこれを載せてるんかどうか、お聞きしたいと思います。

議長（堀口武視君） 松本議員。

11番（松本雪美君） 1点目の高齢者3.6人を1人で支えると、2000年ですね、支えてきたとか、2025年には1.9人を1人で支えとか、こういうふうにおっしゃられて、将来的には大変なことになるんだと、こういうふうにおっしゃられてるんですけど、私は働く皆さんがすべてヨーロッパ並みに働く時間帯ですね。今、日本では8時間が一応労働基準法に定められた労働時間になってますが、これが7時間にドイツとかそういうところはやってますよね。そういうふうに関心する人たちが当然サービス残業なんかをなくして、本当に大変な、体に負担がかかってくるような労働状態ですね。それをきちっと仕事を分け与えていって、そして社会保障制度に加入できるような労働者をふやすこと。これが一番年金制度の財源を生み出すことになると思うんですわ。

そういう状況をつくり出せない今の現状はどうですか。若い人たちも仕事がないとって、フリーターしかできない。例えば、この泉南市でもパートで来ておられる受付の方とかそういう人たちは、1カ月に30時間以上働いたら、もう年金に入らなあかんですよ。ところが、30時間以下しか働かしてもらえなくて、年金にも入れない状況でしょう。そういう状況はやっぱりぐあい悪い。

議長（堀口武視君） 松本議員、質問者の質問に答えてください。

11番（松本雪美君） だから、答えてますよ。そういうふうに関心する人たちが年金に加入できるような労働形態

をまずつくるのが一番大事だと思います。

それから、3分の1から2分の1になると2兆7,000億の財源が要ると、こういうふうにおっしゃいました。

今、日本の国では大型公共事業に対してたくさん私たちの税金がつき込まれていたり、むだな公共事業に投資されてるわけですよね。それとか軍事費なんかにもたくさんつき込まれてきてます。こういうことをやめれば、当然年金の財源を生み出すことができると思います。

それから、年金の財源は、年金の預貯金と言うたらいいんですか、今まで蓄えられてる分ですね。147兆円あったと思うんですけど、この147兆円を取り崩して少しずつ年金の財源に充てていくということも一つは方法だと思いますし、今までアメリカの国債を買って、それでたくさん投資されてきた小泉内閣のやり方では、何と87兆円も使ってるんですよ、アメリカの国債を買うために。そんなことやめれば、年金の財源なんてきちっと出てくるじゃありませんか。そういう意味です。

それから.....

議長（堀口武視君） 全事業主に負担をさせる制度にしたら事業主はもちますかと聞かれています。

11番（松本雪美君） 最低保障年金制度の問題ですけれども、当然今まで、これは経済論になりますけれども、企業がしっかりと企業として生き残っていくために、いろんなものをつくって売るといふそういう状況の中で、新たにもうけた分をまた企業の拡大のために投資するというようなことさえしなければ、当然利益は国民に配分されるべきことだと、私はそういうふうには思ってますから、きちっと社会保障制度に貢献できるような企業の社会的ルールですね。こういう正しいルールを大企業が守ることが大事なことだということで、私はそういうふうには理解してます。

以上です。

議長（堀口武視君） 本日の会議時間は、議事の都合によりこれをあらかじめ延長いたします。

松本議員に申し上げます。もう少しちゃんとした答弁をいただきたいと、このように議長から思います。

ほかに質疑。 奥和田議員。

8番（奥和田好吉君） ほっとくわけにいけへん。質問1回でやめとこ思うたんやけど、あんな抽象的な答弁されたら、質問せんわけにいけへんわ。

16年度の年金改正案を廃案にしろというところから、それに対する対案はありますかというところをお聞きしてるんですわ。

それから、年間2兆7,000億要るんですわ。これを財源が、なんやなくせかんやなくせではなしに、具体的にどっから財源を引き出すんですかということをお聞きしてるんです。

それから、現時点で中小企業も全部いわゆる年金のお金を出せということなんではしょうか。そうしたら中小企業つぶれてしまうと思うんですわ。それでいいんですかということをお聞きしてるんです。

議長（堀口武視君） 松本議員。質問に端的に答えてください。

11番（松本雪美君） 基礎年金部分を国庫負担割合を早急に2分の1に引き上げることと、こういうことはもう数年前の国会で当然これを2004年ですかね、ことしかなに引き上げること、国会では全会一致で決まっていることですね。それをやらないでこのまま放置していることに問題がありということです。

それから、16年度年金の改正案を廃案にすることということは、廃案にしていく中での対案というのは、この2、3、4が1つの対案として私たちは示してきたことであります。

それから、全額事業主と国庫負担による最低保障年金制度を創設することとあるのは、中小企業がつぶれるようなときは、そういうことがあってはならないということですが、そういう場合、国庫負担を、国がきちとした形で保障していくということで、この最低保障年金制度を創設するというのを私たちは求めてますので、そういう思いですので、よろしくお願ひします。

議長（堀口武視君） 奥和田議員。

8番（奥和田好吉君） あのね、対案があるかないかというのは答えてもらってませんけども、いわゆる廃止にするということは、廃案にするというのは、恐らく対案があつたことだと思ひます。

これが対案なくして廃案にせえというのは、これはもう無責任なことやと思うんですね。大変な状況になってくるいわゆるこの年金改革の中で、これを廃案にしてしまったらえらいことに、このままの状況でいったら大変なことになりますよ、これ。

例えば、受け取るお金が現時点では59.3%ですけれども、このままの状態で行くと30%まで減ってしまうわけですね、いわゆる受け取る額が。生活できない状況になるでしょう。だから、この改革というのは非常に大事なんですわ。それを廃案にするという限りは、それに対する対案が恐らくあるだろうと思うから、対案は何ですかということ聞いてるんです。

それから、先ほど2兆7,000億のお金を引き出すというのは、国会でもう決まったことやと。そしたら、決まったことをここに載せてるんかどうか。決まったことを再度またここに載せてるといふのは、どういうことなんかわからん、これは。

2004年度と言うてましたけど、2009年度までに徐々にやっていくということは決定していると、そういうことをおっしゃりたいんだらうと思いますけども、それであれば、なぜこういう形でおっしゃっておられるんかどうか、わからない。議長（堀口武視君） 松本議員。

11番（松本雪美君） 年金問題というのは、奥和田議員の言うとおり財源が本当にどこから捻出されるのかということが一番大きな問題やと思います。だから、財源さえあれば、こうしてみんなが苦勞せずに済むはずなんですけど、その財源がないから苦しんでるわけでしょう。

でも、なぜその財源がなくなってきたかということは、国自身が、やっぱり私たちがずうっと一貫して言うてることは、むだ遣いなくすこと、それから働き手をふやすこと。それから、一番むだ遣いになっている、日本の国でいえば軍事費を削って、アメリカの思いやり予算なんかを削れば、当然国民の年金制度を援助していただくだけの財源も生み出すことができるでしょうし、そういうことができない限り年金制度の改革はできませんし、国民が、公明党さんが言うてるように100年安心できるような年金制度ということにはならない

でしょう。

一番財源を生み出すことが簡単にできるというのは、やはり使い過ぎている軍事費、年間5兆円にも達しているようなその軍事費の一部を削る、そういう中で、すべてを解決できるような方向へと持っていくことができるんじゃないでしょうか。

働き手をふやすということも、先ほどから何遍も申してますが、働いても年金制度に加入できないようなパートの人、フリーターの人たちをふやすような労働形態では困るでしょう。そういう人たちは年金にも加入できないし、年金の財源として保障することもできないわけですから、そういう点で御理解していただきたいと思います。（奥和田好吉君「そんな答弁されたら、これ質問せんわけにいけへんわけや、これな。途中でやめよう思てんねんけどでけへん、そんな中途半端なんしてもうたら」と呼ぶ）

議長（堀口武視君） ほかに。 奥和田さんもう3度やっていただきましたんで……（奥和田好吉君「やっていただきましたいうたかて、違う答弁されたら、せんわけにいけへんわ」と呼ぶ）議長（堀口武視君） もう一度だけ、奥和田議員。8番（奥和田好吉君） 先ほども言ったように対案はあるんかどうか。ないならないと言っていたいて結構なんです。ないならないと言っていたいたら結構なんですわ。

それと、先ほどアルバイトあるいはそういうのが掛けてないかどうかと言ってますけども、そういう人たちのためにも現在国会でこの年金制度について改革案を議論されてるところなんですわ。それを廃案にしてしまったら、民衆が非常に困るわけなんですわ、国民が。そのためにあえて時間を割いて質問をしてるんです。これはもう4回になってるんで、答弁要りません、もう。そういう全く違う答弁されたら困るんで。

議長（堀口武視君） ほかにありませんか。

巴里議員。

22番（巴里英一君） 論議を聞いておりますと、すれ違いという以前のお答えかなど。ある意味では支離滅裂のような感じが否めません。もうちょっと素直に物を聞いてもらった方がいいんじゃないですか。

あなたの提案する、その前段の案文の中身は、既に東議員なり、今他の方々がやりましたんですが、国家財政の問題を大きくあなたも答弁の中で申されて、この財政難ですからやらざるを得ないという……。最も大事なことは、いわゆる団塊の世代と言われる人たちが逆三角形になっていて、負担する側のいわゆる労働者といいますが、働き手が少なくなったから、負担する率がやっぱり多くなってくると。それだけではだめじゃないですかと、もたないですよということになるのかなというふうに思うわけです。

現実的には、保険と言われる、年金と言われる、あるいは国保と言われる部分に入れてない、入っていない、支払っていない方々がかなり多くおられるんですね。これを今度は年老いたときに果たしてどうなるのかなという心配があります。むしろこの方々に対する措置をどないするのかなというのが、本来の国家的な責任じゃないかな。

それで、お金を払わないといいますが、保険料を払わない者については、どういう形をするのかということは今真剣に取り組まれてるわけでしょう。そこのところを抜いたままで行われると、やっぱり問題が出てくると違うかなというふうに私は思うんです。

それで、あなたに国家財政のことを言いましたから、平成16年度年金改革案が成立された場合、その場合の年金予算総額と廃案になった場合、あなたは廃案ということを行いますから、その場合の予算総額の差額はどのようになるのか。

そこで、現在の基礎年金の国庫負担割合を2分の1に引き上げることとしていますがと、これが実行されてないから問題だと言うんだったら、こういう書き方では、先ほど奥和田さんが言われている問題が指摘されてもやむを得ないじゃないですか。

大事なのは、あなたは社会保障費てわかりますよね。日本の社会保障費というたら幾らですか。そのうち国庫の負担額はどれくらいですか。総額の社会保障費ですよ。そのうちの国庫の負担額はどのくらいですか。それくらいおわかりでしょうね。これも言いましたんでね。

ただ、私はあなたのお答えではちょっと納得で

きないのは、同じことを繰り返すかもわかりませんが、健全で民主的な管理運営とは一体何なんや。本来は聞いてまんのかいな。聞いてんのかいな。民主的という言葉を使えば何でも通るとあなた方思ってるんですか。こんな資本主義社会で民主的な管理運営なんてないですよ。競争原理の社会ですよ。だから、法律があるんじゃないですか。違法性を起こしたら、それに対して民法において罰則規定もあるじゃないですか。そんなことは民主的、非民主的の問題じゃなしに、これは経済法則における管理運営だということを考えなあかんのと違うかなと。

今のあなたがおっしゃりたいところは、株とかそんなところに買ってしたり、他の国の債券買ったりするのは、そんな使い方あかんやないかと、そういう答えだったと思うんですよ。それでなかったら、何が一番、国民の皆さんからいただいた掛金といいますが、料といいますが、このお金がふえるんですか、運営できるだけの。どこへ一体管理なり運営すればいいか。この点わかっておれば、私はもう一度お尋ねしたいなと思いますわ。

先ほども言ってましたから、余り重ねてどうかなと思うんですが、これは社会保障費すら払えないと、先ほど言うたように。それすら払えずに倒産する中小・零細企業というのは非常に多いです。そういうことで掛けるんだったら、例えば1つの会社があって、もう下請にになってしまう。皆それぞれ全部ばらばらにして下請にしてみても、その保険料を払わんでいいようなシステムをつくって、払うんだたら自分らで国保やってくれみたいな、こんな話ばかりですよ、僕らのところに来るのは。こんなシステムになってることをあなた方わかってるんかどうかわかすわ。

これをほって、放置したまま置いて、大企業に負担させたい、これも既に50%負担してるじゃないですか、皆、企業それぞれが。その負担すらかなわないから、倒産に至っていくときに、その一番ためるといって、滞納というのか、そういうところに至ってしまて、倒産に至らざるを得ないというようなことになってる事実は、あなたは御承知なのかどうかですよ。それを踏まえて、こういったことと今おっしゃってることは矛盾が

ないのかどうか。

その財源が一体どこにあるんやと。あなたが自衛隊が4兆、5兆と言う。自衛隊費、国防費いや国防費と言うたらあかんねやな。あれを削ったらええと言うんだったら、それはあなた方が、国会議員おられるわけですから、そこできちっと説明すればいい。ここでそんな答弁されると、ちょっとなじまんじゃないですか。

だから、リスク運用と言うんだったら、どのような運用しようがリスクありますよ。リスクのない運用なんてあり得ないですよ。ただ、そのリスクを少なくするための運用のあり方というのを要望するのはようわかるけど、こういう書き方としてはなじまんじゃないかなと思うんですが、その点いかがでしょうか。余りようけ言うと、いろいろありますので。

議長（堀口武視君） 松本議員。 もう端的に答えてくださいね。

11番（松本雪美君） 巴里さん幾つかおっしゃいましたけれども、理解できなかった部分もありますので、わかってる部分お答えさしてもらいます。

まず、国民年金の場合は、13年間にわたって値上げをしていくと。これも先ほどの厚生年金の部分もそうですけれども、国会の審議なしで自動的に上がっていくというやり方をされると、こういうことです。

未納者の方が、私もちょうど国会論戦で民主党の方やったと思うんですけども、たしか国会論戦の中で国民年金の未納者の人が大変多いと、一体この多いのはどうするんやと、この人たちが納めてくれなかったらどうなるんやというような論戦をやっておられるところをちょうどテレビつけたらやっておられましたけども、2002年の納付率は62.8%……ごめんなさい、未納率が62.8%、その中で高くて支払えないと言う人たちが64.5%いるということですね。今、1万3,300円ですから、この大変な負担で、1人でしたら1万3,300円ですけども、先ほど中小企業の方たちの話も出ましたけども、家族の多い方たちも含めて、20歳以上で掛けていく、国民年金に入らなあかん人たちの数が多いという家族にとって

は、本当に大変な負担になってくるということでもありますから、たくさん収入、利益を得てる人たちにとっては、当然払えることでしょうけれども、そういう厳しい時代においては、国民皆保険制度ですから、その辺は皆が払える制度をつくっていくということが一番大事なことはないかなと、そういうふうに思っています。

それから、社会保障費については、年間17兆円ぐらい使っているということですけども、そのうち年金の財源は幾らかと聞かれたんですけど、ちょっと私もその辺については資料を持ち合わせてなくて申しわけないんですが、いろいろ質問されたんですが、私もここに書いているとおり提案させていただいておりますので、社会保障制度を充実していくために、この今の出されてきている案では、余りに国民を苦しめる中身であるということをはっきりさせて、そして国会の論戦の中でも、そういうふうな論戦を通じて廃案にしていくことが大事であるということで提案させてもらいました。

その対案としても2、3、4ですね。国がちゃんとした約束事を守ってくれる、このことが一番大事なことだと思いますし、先ほどもリスクの面とか民主的な管理運営とかというようなことでの質問もありましたけれども、言葉の使い方主観の違いですので、私はこの健全で民主的な管理運営というのは、正しい運営をしてくれと。正しい運営をしていくことだということで、そういう思いで書かしていただいたので、そういう御理解をしていただければと思います。

議長（堀口武視君） 松本議員、それともう1つ、成立したときと廃案になったときの総額の差は何ぼかわかってるかということ。

11番（松本雪美君） わかっておりません。総額の差はということで指摘されましたけれども、資料の持ち合わせがなくて申しわけありません。この程度でよろしくお願ひしときます。

議長（堀口武視君） 巴里議員。

22番（巴里英一君） いじめるつもりではないんですよ。客観じゃないですか、おっしゃってるこの内容は、こんな主観なんて言われて出されて、やっぱり客観でしょう。客観性がなかったら、

こんな主観で国家の問題とか国民の問題をやられると、あなたの表現には問題を指摘せざるを得ないですよ。こんな主観で出されてしまったら、意見書がね。賛同されてるんですから、主観じゃないんでしょう、賛同議員もおるわけですから。

そういう意味で、私は今のおっしゃってることは訂正していただきたいなと思います。客観性を帯びているからこそ提案されて、これ決定されたら市議会の議長名でいくんでしょう。これ客観じゃないですか。こんな主観の問題で論議するはずがないんです、議会というのは。

そういうことで、先ほど奥和田議員も言われましたように、それに対する裏づけは何かと言われてるんです。これも明確にされないまま、こういう提案されたり、例えば総額はどうなってるか、その差額はどうかということすらつかまないうまま、あるいは把握しないまま行われる。

社会保障だけ申し上げますと、日本全体では約40兆円と言われてます。そのうち17兆円が国の負担、そのうちの約2兆円から3兆円が今おっしゃっているところだと思うんですが、そういった部分がきちんとやっぱり松本議員、あなた提案される限り、ここのところは少なくとも最低限答えていただけたところだけきちんと資料をそろえて答えていただければ、別に私はあなたのおっしゃってることに間違いがあるなんて思いませんから。

ただ、余り客観と主観を取り違えんようにしていただきたい。その点、先ほど申し上げた数字も含めて訂正がないのなら、主観と言うことであればそれはそれで結構ですから。しかし、きちっとこれから答えていただけますか、この問題についても、これからは、出されたら。論議にならない。議長（堀口武視君） 答弁いいですか。（巴里英一君「いや、答えられへんのかどうかです」と呼ぶ）以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。
討論なしと認めます。

これより議員提出議案第7号を採決いたします。
お諮りいたします。本件は、原案のとおり可することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（堀口武視君） ただいまの議長の宣告に対し御異議がありますので、本件について起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（堀口武視君） 起立少数であります。よって議員提出議案第7号は、否決されました。

次に、日程第35、議員提出議案第8号 最低賃金制度の改善を求める意見書についてを議題といたします。

本件に対し、提出者を代表し成田政彦君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。成田政彦君。18番（成田政彦君） 最低賃金制度の改善を求める意見書案を読んで朗読にかえたいと思います。

最低賃金制度の改善を求める意見書（案）

最低賃金制度は、労働条件の改善、労働者の生活の安定を図る上で重要な役割を担っている。

各都道府県ごとに定められている地域別最低賃金は、全国的な整合性を図るとして、毎年、中央最低賃金審議会が作成する「目安箱」を参考に、地方最低賃金審議会の審議を経て改定される。

しかしながら、その改定は、一般労働者の賃金改定に比べ遅れるのが常態になっているとともに、適用される最低賃金額は時間額で703円と極めて低いものとなっている。しかも、2年連続「据え置かれた」状況にあって、その結果、府下パート労働者らの賃金は下がりはじめた。

同じ最低賃金Aランクの神奈川県707円よりも、大阪は4円も下回っており、都市生活水準の高い大阪が低いランクに位置付けられる理由はない。

よって、政府は、地域別最低賃金の改定に当たっては、早期に時間額を1000円以上に引き上げ、パート等不安定雇用労働者の均等待遇実現を目指すとともに、欧米諸国で制度化されている全国一律最低賃金の確立を早期に図るとともに、最低賃金制度の周知徹底、監督体制の拡充など、一層の充実を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年3月26日

泉南市議会

よろしく申し上げます。

議長（堀口武視君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これより議員提出議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（堀口武視君） ただいまの議長の宣告に対し御異議がありますので、本件については起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（堀口武視君） 起立少数であります。よって議員提出議案第8号は、否決されました。

ただいま可決されました意見書、決議につきましては、議会の名において各関係機関に送付いたしますが、その送付先につきましては議長に御一任を願いたいと思います。

この際、来る3月31日付をもって退任されます本市助役であります神田経治君並びに収入役であります辻 勇作君から退任に当たりあいさつのため発言を求めていますので、順次これを許可いたします。

まず初めに、助役神田経治君。

助役（神田経治君） 定例会最終日の審議で大変お疲れのところ、議長の御配慮により退任のごあいさつを申し上げる機会を与えていただき、心より感謝申し上げます。

早いもので、いつかこの日が参るとは思っておりましたが、この時期に退任させていただくことにつきましては、内心じくじたるものがございません。

就任当初から振り返りますと、平成14年7月2日という日に辞令をいただき、すぐにこの本会議場に参加をさせていただきましたことは、一生の思い出に残るものと存じます。

その後も、結果として白紙撤回となりました幼

稚園教育振興計画や14年9月議会に御承認をいただきました財政健全化計画の策定、使用料・手数料条例の改定、イオンモール出店に係る信達樽井線問題、さらには首池問題など、議会の皆様と議論をさせていただきましたことがきのうのこのように思い起こされます。

その過程で、あるときは厳しい御指摘や御批判をいただき、またあるときは温かい御理解や御支援をいただきました。とりわけ議会对応にふなれなため、議員各位に多大な御迷惑をおかけしましたことも多々あったかと存じますが、改めてこの場をおかりいたしましておわび申し上げたいと存じます。ぜひ御寛恕のほどをお願い申し上げます。

さらに、私の健康問題では重要な時期に1カ月も休ませていただいたことなど御迷惑をおかけいたしました。その後もいろいろお気遣いをいただきました。重ねてお礼を申し上げます。

そうした中で、何とかここまでやってこれしたのは、叱咤激励をいただきました議員各位のおかげと、心から感謝申し上げる次第でございます。

いろんな機会に申し上げたことがあったかと存じますが、私は大阪府に昭和56年に新規採用職員として入り、当時の泉南府民センターに配属され、地方課で関西国際空港関連事業の財政アセスを担当させていただきました者として、泉南という地に特別の思いを持っております。

私が泉南市の職員となって持っておりました一貫とした思いは、この泉南市の持っているポテンシャルをいかにまちづくりに具体化していくかということでございました。そのための合併議論であり、行財政改革であり、また財政健全化であると思っております。幸いそのための青写真は、この2年間で明らかになってきたのではないかと感じております。

もとより市長の強いリーダーシップと議会の皆様の御理解のたまものと存じますが、その一端を担わしていただいたことは、大阪府職員では味わえない喜びであり、今後の人生にとってかけがえのない経験でございました。

来る平成16年度は、その青写真を具体化する年であり、泉南市にとりまして合併問題を初め財政健全化など、今後のまちづくりを図っていく上

で、その帰趨を決める節目の年であります。そのプロセスにかかわることができず、今年度末をもって泉南市を退職し、大阪府に復帰することにつきましては、こらえようもない寂しさを感じる次第でございます。

しかしながら、泉南市の行く末をこれからも見守り、本市のますますの発展を願う気持ちに変わりはございません。アイラブ泉南という言葉に胸に刻み、今後、大阪府の仕事の中でかわりを持っていけたらというふうに感じてございます。

急速に進む少子・高齢化社会を控え、三位一体改革が進むなど、地方分権の時代にある今日においては、好むと好まざると都市間競争に巻き込まれる時代になったということではないかと感じております。

本市を取り巻く社会経済環境は、ますます厳しさを増してくるものと思いますが、「天の時は地の利に如かず、地の利は人の和に如かず」と申します。理事者と議会が切磋琢磨しながら相協力し、泉南市の輝かしい未来を築いていただきたい。そうすることによって、泉南市に蓄えられたポテンシャルが必ず花開くと確信いたしております。

最後になりましたが、泉南市議会のますますの御発展と議員各位の御健勝、御多幸を心から祈念いたしますとともに、向井市長はもとより、私を支えてくれました職員の皆様方に深く深く感謝申し上げます、退任のごあいさつといたします。本当にありがとうございました。

議長（堀口武視君） 次に、収入役辻 勇作君。収入役（辻 勇作君） ただいま議長から特別の御配慮を賜りましたので、皆様方には大変お疲れのところまことに恐縮でございますが、退任に当たりまして一言お礼のごあいさつをさせていただきます。

昭和36年に当時の泉南町役場水道課に奉職以来、43年もの長い間、議員の皆様方初め市民の皆様から常に心温かく御支援、御厚情をいただき、まことにありがとうございました。おかげさまでもちまして、無事本日を迎えることができました。心から深く感謝申し上げます。

さらに、平成8年の第1回市議会定例会では収入役として議会の皆様方の御選任を賜り、この2

期8年は私にとりましても得がたい経験であり、終生忘れ得ぬ思い出となるものと思います。

本当にこの43年間はよい時代であり、行政マンの一人として、充実し恵まれ楽しく勤めさせていただいたと思っております。今日まで至らぬ私に御指導、御鞭撻を賜りました皆様に、改めてお礼を申し上げる次第でございます。

最後になりましたが、この泉南市の限りない発展と伝統ある泉南市議会の議員先生方並びに理事者、職員の皆様方のますますの御活躍と御健勝、御多幸を衷心より御祈念申し上げまして、極めて簡単粗辞でございますが、お礼を兼ねてのごあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。お世話になりました。

議長（堀口武視君） 今期にて退任されます神田経治助役、辻 勇作収入役のお二人に対し、私から一言御礼の言葉を申し上げます。

神田助役におかれましては、平成14年7月に本市助役に就任され、短期間ではありましたが、その職務に精励され、市長を補佐し、本市発展のために熱誠を注がれてきたことは、皆さんも御存じのとおりであります。特に、議会との関係におかれましては、時には激しい議論を交わすこともありました。しかし、それも願いは1つ、泉南市の発展と市民福祉の向上を願ってのことであり、神田助役の御苦勞、御功績に改めて敬意を表します。

また、辻収入役におかれましては、多年にわたり本市職員並びに収入役の重職を歴任し、豊富な見識と卓越した手腕をもって本市行政の発展に専心努力され、市政進展に多大な貢献をされましたことに厚く御礼を申し上げます。

退任されます神田助役、辻収入役、そしてこの機会に退職されます職員の皆さんには、今後とも本市発展のため、折に触れ御指導、御協力をいただきますよう心よりお願いを申し上げます。

以上をもって本日の日程は全部終了し、今期定例会に付議された事件は、すべて議了いたしました。連日にわたり慎重なる御審議を賜りまして、まことにありがとうございました。

なお、私より一言理事者に対しお願いを申し上げます。今定例会において可決されました新年度

予算を初め各議案については、これが執行に当たっては適正なる執行を図られんことをお願いを申し上げておきます。

これをもちまして平成16年第1回泉南市議会定例会を閉会いたします。大変御苦労さまでございました。ありがとうございました。

午後5時21分 閉会

(了)

署名議員

大阪府泉南市議会議長 堀口武視

大阪府泉南市議会議員 大森和夫

大阪府泉南市議会議員 前田千代子